

### 表裏一体。

週休2日の確保・長時間労働の是正、  
そして処遇改善。  
実現してこそ、担い手確保の  
スタートラインに立つ資格がある。



写真提供/ケッティ

## 夢と希望の持てる産業に

給与が良い、休暇が取れる、希望が持てる。建設業で「新3K」の実現が叫ばれて久しい。政府が進める働き方改革によって「賃金が上がった」「休みが増えた」「もっと技術・技能を磨きたい」という声は確かに増えてきた。だが建設業の中で好景気の恩恵を受けているのは一部であり、依然として大手と中小、都市と地方の格差が大きく、その差は拡大しつつある。建設業では他産業で一般的となっている

週休2日が十分に確保されていない。給与も建設業者全体では上昇傾向にあるものの、技能者については製造業と比べてまだまだ水準が低い。働く人々がもっと仕事に誇りとやりがいを感じ、もっと夢や希望を持てる産業にしていくために建設業の働き方改革はあるべきだ。「新3K」が実現すれば必ず現場は変わる。そして世の中の見方も変わるはず。「新3K」を決して看板倒れにしてはいけない。



発行所  
日本工業経済新聞社  
〒113-0022  
東京都文京区千駄木3-36-11  
電話 03(3822)9211  
FAX 03(3824)7955  
URL: www.nikoukei.co.jp  
支局  
さいたま・水戸・前橋・甲府  
新潟・長野・松本・宇都宮  
千葉・横浜

建設業の未来へ2018  
加速する「働き方改革」、建設業の覚悟

特別号

# 200

## 創業 1818 年 (文政元年) 株式会社設立 1958 年 (昭和 33 年) 次の 200 年へ 走り つなぐ

おかげさまで創業 200 年 株式会社設立 60 年

弊社は6月20日に創業200年・設立60年を迎えることとなりました。これもひとえに、地域社会のご支援、お取引先様のご愛顧のたまものと心より感謝申し上げます。

代表取締役社長 小林正明



現社屋



昭和初期の社屋

次の200年に向けて  
ひたすら目の前の仕事に注力し  
時にはちょっと遠くを眺めながら  
「ゴールのない駅伝」のタスキを  
つないでいきたい

# komtex

Rolled Steel Products  
Architecture  
Civil Works  
Landscape Gardening  
Office Furnitures & OA Machines

# One Stop

建築建材でも 土木建材でも

株式会社 コムテックス  
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町三丁目 10-1

■代表・営業支援 TEL.027(361)5860  
■建築営業 TEL.027(361)5866  
■土木営業 TEL.027(361)5443  
FAX.027(361)9968



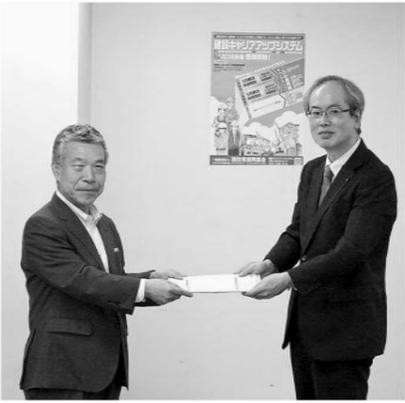
http://www.komtex.co.jp

# 建設業団体に積極的な取り組み要請



石井大臣が4団体の幹部へ直接協力を要請した(3月27日)

石井啓一国土交通大臣は3月27日、日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会の4団体のトップに対して直接、建設業働き方改革加速化プログラムの積極的かつ具体的な取り組みを要請した。また3月28日には土地・建設産業局の田村計局長が全国建設産業団体連合会、日本建設業経営協会、日本電設工業協会、日本空調衛生工事協会の4団体へ、4月11日には大臣官房の五道仁実技術審議官が日本橋梁建設協会、プレストレスト・コンクリート建設業協会、日本道路建設業協会の3団体に対して同様の要請を行った。国土省では建設業関係108団体に対しても具体的な取り組みを求める要請文を出しており、傘下の建設業者・建設業団体を含めた業界挙げての実現が期待される。



建設キャリアアップシステムの事業者・技能者登録の申請が始まった。5月には建設事業者の有志が運営主体の建設業振興基金を訪問し、内田俊一理事長に登録申請書を手渡した。インターネットによる申請受付も今月13日から始まるなど今秋の運用開始に向けた機運が高まってきた。

## 建設キャリアアップシステム申請始まる

### 建設業働き方改革加速化プログラムの新たな政策パッケージ

長時間労働の是正	給与・社会保険	生産性向上
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。 特に週休2日制の導入に当たっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取り組みを進める。 ○週休2日制の導入を後押しする ○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する	技能と経験にふさわしい(給与)と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。 ○技能や経験にふさわしい(給与)を実現する ○社会保険への加入を建設業を営む上で、ミニマム・スタンダードにする ※給与や社会保険の加入は週休2日工事も含め継続的に調査等を実施	i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等による生産性の向上を図る。 ○生産性向上に取り組む建設企業を後押しする ○仕事を効率化する ○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する ○重層下請構造改善のため、下請回数削減策を検討する

### 石井啓一国土交通大臣から建設業団体トップへの要請内容(ポイント)

- 週休2日の確保をはじめとした長時間労働の是正
    - ・時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性ある取り組み(計画の策定や会員企業を挙げた運動など)
  - 給与・社会保険について
    - ・公共工事設計労務単価の引き上げや政府全体でも賃金の3%引き上げを進める方針であることを踏まえ、公共工事、民間工事を問わず、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げ
    - ・週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るように、さらに思い切った具体的な取り組みの実施
    - ・将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい(給与)を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる建設キャリアアップシステムへの加入の促進についての一層の協力
  - 生産性の向上について
    - ・積極的なICTの活用等による生産性向上の取り組み
    - ・タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用などIoT技術や新技術の導入
- ※今夏を目途に要請を受けた建設業団体の取り組みや国土交通省の施策の進捗を共有し、さらなる具体的な展開や強化につなげる

国土交通省は建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革をさらに進めるため、3月に「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定するとともに、建設業団体との意見交換会を通じてトップに対して積極的な取り組みの実施を求めた。プログラムでは①長時間労働の是正②給与・社会保険③生産性向上の3分野における新たな施策をパッケージとしてまとめている。建設業団体でも独自に週休2日実現に向けた行動計画を策定するなど業界を挙げた取り組みが進んでおり、今後は受発注者双方が認識を共有し、より連携しながら施策を展開する必要がある。石井啓一大臣が「建設業の働き方改革への私どもの本気度を示すもの」と強調するプログラムの実効性が注目される。

### ■週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除き週休2日対象工事の適用拡大

直轄工事	2016年度	2017年度	2018年度
公告件数(取り組み件数)	824(165)	2,546(746)	適用拡大

### ■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

週休2日実施に伴い、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費について、現場閉鎖の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上

直轄工事	2017年度	2018年度	備考
労務費	—	最大1.05	新たに設定
機械経費(賃料)	—	最大1.04	
共通仮設費	1.02	最大1.04	見直し
現場管理費	1.04	最大1.05	

◇直轄工事で率先して週休2日の確保をはじめ長時間労働を抑制する取り組みを展開する  
◇地方自治体でも働き方改革の取り組みが浸透するよう地域発注者協議会等の場で働き掛ける

建設業働き方改革加速化プログラムでは、長時間労働是正に向けて公共工事週休2日工事の実施件数拡大や直轄工事の労務費等の補正係数導入、適正工期ガイドラインの改定など踏み込んだ対策を講ずることとしている。給与・社会保険では週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るよう業界全体に対し、さらに思い切った具体的な取り組みの実施を求めた。生産性向上に当たっては多くの中小建設企業から積極的にICTを活用してもらうほか、IoT技術や新技術の導入を促している。少子高齢化が進む中でも建設業が引き続きインフラ整備

備・メンテナンス、都市開発、災害対応といった国土を造り、守る役割を果たし続けるためには働き方改革を一段と強化する必要がある。建設業の働き方改革では週休2日などの休日確保が目ざされたが、給与水準の引き上げも重要な要素であることを見逃してはならない。建設業が本気で取り組む働き方改革には給与の引き上げが含まれることを理解した上で、その原資は発注者から負担してもらうように展開していく必要がある。下請業者を含めた関係者が本気度を見せることが、働き方改革実現への第一歩であり、近道でもあるはずだ。

# 働き方改革 先進産業へ本気度示せ

## 一般財団法人 建設業振興基金

理事長 内田 俊一

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門四丁目2-12  
虎ノ門四丁目MTビル2号館  
TEL 03-5473-4570(代)  
http://www.kensetsu-kikin.or.jp

保証事業を通じて  
安全で活力のある社会を創るため  
のお手伝いをしています



## 東日本建設業保証株式会社

〒104-8438  
東京都中央区八丁堀2-27-10  
電話 (03)3552-7520  
https://www.ejcs.co.jp

建設産業図書館 <https://www.ejcs.co.jp/library/cil.html>



## 一般社団法人 日本建設業連合会

会長 山内 隆司  
副会長 土木部長 宮本 洋一  
副会長 建築部長 押味 至一

〒104-0032  
東京都中央区八丁堀二丁目5-1  
東京建設会館  
TEL 03-3553-0701  
http://www.nikkenren.com

## 建設業労働災害防止協会 (建災防)

会長 銭高一善

### 第55回 全国建設業労働災害防止大会 in横浜

平成30年9月20日(木) パシフィコ横浜(展示ホールD)  
平成30年9月21日(金) パシフィコ横浜(アネックスホール・会議センター)

〒108-0014  
東京都港区芝5丁目35-2 安全衛生総合会館7階  
TEL 03-3453-8201 FAX 03-3453-3753  
URL: <https://www.kensaibou.or.jp/>



## 全国建設業協同組合連合会

会長 青柳 剛

〒104-0032  
東京都中央区八丁堀二丁目5-1  
東京建設会館4階  
TEL 03-3553-0984(代)  
http://www.zenkenkyoren.or.jp



## 一般社団法人 日本道路建設業協会

会長 西田 義則

〒104-0032  
東京都中央区八丁堀二丁目5-1 (東京建設会館)  
TEL 03-3537-3056 FAX 03-3537-3058  
http://www.dohkenkyo.or.jp/

# 「働き方改革」着実に 目建連・21年度末までに4週8閉所

日本建設業連合会(日建連)は2017年12月に『週休二日実現行動計画』を策定。行動計画の基本フレームは①目指す週休2日は土曜日及び日曜日の閉所②対象事業所は本社、支店等や全ての工事現場③計画期間は、17～21年度の5年間とし、19年度末までに4週8閉所以上、21年度末までに4週8閉所の実現を目指すとした。

行動計画の実施状況については、毎年度フォローアップを行う。基本方針は、週休2日を21年度までに定着させ、東京オリンピック・パラリンピック後に集中すると予想される高齢者の大量離職と改正労基法施行後5年で建設業に適用される罰則付き時間外労働の上限規制に適合する。

また、建設サービスは週休2日で提供するとし、土日閉所を原則とする。さらに日給月給の技能者の総収入を減らさないよう配慮。適正工期の設定を徹底しながら、必要な経費は請負代金に反映させる。生産性はより一層向上させる。会員企業は、覚悟を決めて一斉に取り組み、企業ごとの行動計画を作り、フォローアップを行う。

週休2日の実現に向けた行動としては、請負契約及び下請け契約における取り組み、優良協力会社への支援、自助努力の徹底、業界の意識改革(統一土曜閉所運動など)、発注者・一般社会の理解促進、国土交通省の「週休2日モデル工事」への対応、「建築工事適正工期算定プログラム」の活用、関係省庁等の取り組みへの参画等を掲げる。

## 全建・休日、月イチプラス運動実施

全国建設業協会(全建)は3月に、今後の働き方改革への取り組みについて、統一的・具体的に行う5事業を協議員会で決議した。週休2日の確保へ向け、2018年度は前年の休日日数に加え、毎月1日の休日確保を努力目標とする「休日、月イチプラス運動」を展開する。

今後の働き方改革への取り組みについて示したのは①休日の確保②社会保険加入対策③公共工事設計労務半価の改定を受けた取り組み④生産性向上への取り組み⑤働き方改革の推進に向けた環境整備の促進など。特に休日の確保については、建設業への長時間労働の罰則規定適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に事業を展開する。

段階的な取り組みとして18年度は、17年度に確保された休日実績に対し、毎月プラス1日の休日確保を努力目標とする「休日、月1+(ツキイチプラス)運動を実施。さらに翌年度以降は「休日、月2+(ツキニプラス)運動へと拡充し、発注者における取り組みを勘案しながら、4週8休を最終目標とする。

## 全中建・事業計画各項目に設定

全国中小建設業協会(全中建)は2018年度事業計画に働き方改革に関する要点を盛り込んだ。まず建設業の総合的な人材確保・育成対策工程表の推進と働き方改革に関する適切な対応、週休2日制導入に関する適切な対応を記している。

中小建設業振興対策では、担い手3法の適切な対応と運用指針の更なる周知徹底、建設キャリアアップシステム構築に関する適切な対応、担い手確保・育成検討に関する施策の推進等を設定した。

中小建設業者の組織強化対策及び若手経営者の育成では、若手経営者の育成・後継者の育成と組織化の促進に取り組む。

建設労働者対策策の中では①若年労働者の確保対策と雇用条件の改善推進②労働環境及び福利厚生費の改善③社会保険未加入対策に関する適切な対応④基幹的技術者の雇用条件の充実及び技能の向上⑤外国人労働者問題への適切な対応等を見込んでいる。

### 創立70周年 全国建設業協会 近藤晴貞会長に聞く

全国建設業協会(全建)は今年で創立70周年を迎える。生産年齢人口が減少する中、働き方改革推進と生産性向上が求められ、地域建設業の役割もあらためて重要視されている。そこで近藤晴貞会長に地域建設業の将来展望に込めた思いと期待、全建の今後の役割、地域建設業が抱える課題と解決策について聞いた。

#### ■創立70周年を迎えて

1948年3月16日に全国組織の中央団体として、任意団体全国建設業協会が発足し、初代会長に安藤清太郎氏が選出され、清水建設のご厚意により京橋の清水ビル内に10坪程の部屋を借り、業務を開始した。55年4月1日には社会法人の許可を得て、2003年4月1日からは、一般社団法人移行して現在に至っている。

この間70年の長い歴史の中では、昭和50年代後期の「建設冬の時代」、平成に入って「バブル崩壊」「公共事業費の縮減期」に「コンクリートから人へ」など、それぞれ建設業界にとって苦しい時期があった。

今日では建設投資額が復興調をとり、公共工事設計労務半価をとり、地域建設業の意向

## 地域建設業の新時代を築く

全建はこれからも各都道府県協会をはじめ、国、都道府県等の行政等の関係先と密に連携しながら、地域建設業の意向

と考へ、今回将来展望をまとめることになった。今まさに地域建設業は大転換期にたざれている。

こうした状況の大きな時代の変化要因の中で、地域建設業が生き残る、地域で活躍を続けるためには、強固な経営基盤を確立することが条件であり、将来展望ではこれらの環境を整備し、サポートしていくための施策を示している。

地域建設業の魅力ある姿や社会資本整備の必要性に関する積極的な広報も重要になる。



こんどう はるさだ:愛知県出身、1952年10月26日生まれ。78年3月 東京工業大学大学院総合理工学研究科修了、同年4月西松建設入社。2005年4月 関東支店長代理、09年6月 代表取締役社長、執行役員社長。14年5月 一般社団法人全国建設業協会会長就任。

きなり取り組みが着実に進んでいく必要があり、環境整備に努めていく必要がある。あらためて認識している。

70周年を契機として過去だけでなく、地域建設業のこれからを考えた「ビジョン」を取りまとめよう

また地域間の格差、企業間の格差等の状況や、発注機関の入札契約状況、地域建設業における働き方改革や生産性向上の取り組み状況等、地域建設業を取り巻く全国的な状況を詳細に把握し、データに基づいた効果的かつ説得力のある活動を展開していく必要がある。

また地域間の格差、企業間の格差等の状況や、発注機関の入札契約状況、地域建設業における働き方改革や生産性向上の取り組み状況等、地域建設業を取り巻く全国的な状況を詳細に把握し、データに基づいた効果的かつ説得力のある活動を展開していく必要がある。

一般社団法人 **全国建設業協会**

会長 近藤 晴貞

〒104-0032  
東京都中央区八丁堀二丁目5-1  
東京建設会館  
TEL 03-3551-9396  
http://www.zenken-net.or.jp

一般社団法人 **東京都中小建設業協会**

会長 山口 巖

〒160-0022  
東京都新宿区新宿2-10-7  
TOMビル五階  
TEL 03-3356-7711(代)  
http://www.tochuken.or.jp

TOKYOのみらいへ - つなぐ・つながる

一般社団法人 **東京建設業協会**

会長 飯塚 恒生

〒104-0032  
東京都中央区八丁堀二丁目5-1  
東京建設会館  
TEL 03-3552-5656(代)  
http://token.or.jp

**AESS**

全国仮設安全事業協同組合

理事長 小野 辰雄

〒103-0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町15番18号  
TEL 03-3639-0641  
http://www.kasetsuanzen.or.jp

一般社団法人 **全国中小建設業協会**

会長 豊田 剛

〒104-0041  
東京都中央区新富2-4-5  
ニュー新富ビル2階  
TEL 03-5542-0331(代)  
FAX 03-5542-0332  
http://www.zenchuken.or.jp

建設共済保険

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

理事長 茂木 繁

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-2-8  
虎ノ門琴平タワー11階  
TEL 03-3591-8451(代)  
http://www.kyousaidan.or.jp/

# ハッピーサタデー実施日増やす



西成 秀幸 埼玉県県土整備部長

埼玉県県土整備部では建設業の働き方改革に向けて各種の取り組みを進めている。全国的にも珍しい官主導の土曜日「ハッピーサタデー」を展開。また総合評価方式において、ウーマンミックス課が運用している多様な働き方実践企業の仕組みを活用し、認定企業を加える取り組みを進めている。西成秀幸部長は「県土整備部長にインタビュー」で、この取り組みの背景や今後の展開について聞いた。

西成 県内の建設業の方々や意見交換をさせていただいて、働き方改革を進める中で、県として準備している取り組みの一つとして、県独自の取り組みを進めています。まずは公共事業として、一年に一度大きく変動する人材も機械材も有効に活用できないので毎年安定した事業を確保しているという点については、国直轄事業が圏外道庁の大きな事業が終わって少なからず減ってしまう。官主導事業を増やして、全体としては、毎年一定の事業を確保して取り

## 週休2日モデル工事も検討

働き方改革に関する準備の取組について、西成 県内の建設業の方々や意見交換をさせていただいて、働き方改革を進める中で、県として準備している取り組みの一つとして、県独自の取り組みを進めています。まずは公共事業として、一年に一度大きく変動する人材も機械材も有効に活用できないので毎年安定した事業を確保しているという点については、国直轄事業が圏外道庁の大きな事業が終わって少なからず減ってしまう。官主導事業を増やして、全体としては、毎年一定の事業を確保して取り

埼玉県県土整備部では建設業の働き方改革に向けて各種の取り組みを進めている。全国的にも珍しい官主導の土曜日「ハッピーサタデー」を展開。また総合評価方式において、ウーマンミックス課が運用している多様な働き方実践企業の仕組みを活用し、認定企業を加える取り組みを進めている。西成秀幸部長は「県土整備部長にインタビュー」で、この取り組みの背景や今後の展開について聞いた。

西成 県内の建設業の方々や意見交換をさせていただいて、働き方改革を進める中で、県として準備している取り組みの一つとして、県独自の取り組みを進めています。まずは公共事業として、一年に一度大きく変動する人材も機械材も有効に活用できないので毎年安定した事業を確保しているという点については、国直轄事業が圏外道庁の大きな事業が終わって少なからず減ってしまう。官主導事業を増やして、全体としては、毎年一定の事業を確保して取り

## 総合評価方式で多様な働き方実践企業を加点

**新規評価項目**  
～多様な働き方実践企業の認定～

多様な働き方実践企業とは・・・  
埼玉県では、仕事の子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により男女が共にいきいきと働き続けられる環境づくりに取り組む企業を「多様な働き方実践企業」として認定

該当する認定基準の数により

【プラチナ】	認定基準の全てに該当
【ゴールド】	認定基準の4つ以上に該当
【シルバー】	認定基準の2つ以上に該当

の三つ区分に分けて認定

認定基準  
①女性が多様な働き方を選ぶ  
②法定義務を上回る短時間勤務制度が職場に定まっている  
③出産した女性が現に働き続けている  
④女性管理職が活躍している  
⑤男性従業員等の子育て支援等を積極的にしている  
⑥取組姿勢を明確にしている

**新規評価項目**  
～多様な働き方実践企業の認定～

サ 担い手確保・育成に関する取組

評価項目	評価基準	配点
(イ)	埼玉県の「多様な働き方実践企業」として、プラチナまたはゴールド認定*1を受けている。	1.0
	埼玉県の「多様な働き方実践企業」として、シルバー認定*1を受けている。	0.5
	上記の認定を受けていない。	0

\*1 評価基準日は公告日とし、入札参加者が多様な働き方実践企業に認定されているものとする。

集めるように取り組んでいるところだと思っています。また今年度から、ドローンを活用した3次元測量にも取り組んでいます。ドローンはこれからの測量の大きな手法の一つになると思っています。

西成 働き方改革と関連する生産性向上について、ICT活用工事について、土曜日が1000以上の工事は受注者希望型と発注者指定型の2種類で取り組んでいます。今年度も積極的に進めていきます。また、土曜日の外にも夜間作業を拡大できるものは随時拡大したいと考えています。このほかにも、AI(人工知能)を活用するなどの生産性向上を進める新技術が出てきているので、積極的に取り入れていきたい。今年度から総合技術センターに新技術担当の職員を配置しました。どういった技術が使われるのか、また標準化できるのかなど、待ちの姿勢ではなく、これまで行ってきた公募型のマッチング事業から一歩進めて、こちらから積極的に

### 働き方改革推進企画

**働き方改革への取り組み 初雁興業(株)**

弊社の「働き方改革」への取り組みは、主に「週休二日制導入」「就業規則等の改定」があります。これら社内での改革、改善がより確実に実行されるよう、実務の責任者である各部門長級による審議をかさね、弊社に合った具体的な方法を検討し、実施するよう心がけています。

作業所の週休二日制については、現場の生産性向上と協力会社などの理解を得て、まず月に1度、第2土曜日を休みとする「ハッピーサタデー」を導入しました。現場作業の効率化や改善は、ICTなどの導入により作業時間短縮などを徐々に進めています。それに加えて、現場で働く社員の意識改革も必要と考え、以前から行っている社内発表会や期末報告会などを通じて社内の情報共有を行い、社員が効率的に職務を進められるようにしています。

また階層別の社員研修も行っています。社員個々の意識高揚に努めるとともに、社内発表会や工事完成報告会を行

い、社員に「やりがい」や「達成感」を持ってもらうようにしています。このことは、過去に行ってきた階層別社員研修の結果で、「仕事量の達成感が少ない」などの意見が多いことから、社員の相互理解を深め、業務改善や意識改革につなげるため実施しています。

就業規則等の改定は、社員の働き方に多様性が求められる中、弊社に合った実現可能なものとするため、社内の「労働環境改善委員会」と協議して進めています。

育児・介護や休職などについての規程を整備する上で、「子の看護休暇制度では、小学校未就学児までとなっているが、現実には低学年でも心配がある」と社員からの意見をもとに、対象年齢の引き上げや時間単位での取得可能とするなど、条件の幅を広げています。また男性社員の育児休暇取得を進めるなど制度を利用しやすい雰囲気作りを心がけています。

### 働き方改革推進企画

**働き方改革への取り組み 真下建設(株)**

当社が取り組んでいる働き方改革の具体例は、①週休二日制導入への取り組み②担い手確保・育成への取り組み③就業状況の改善があります。

週休二日制への取り組みについては、建設現場施工の生産性向上を目指し「1-Construction」の導入を開始しました。測量から始まり、工事完成の検査まで「ICT活用工事」とすることで一人当たりの生産性を向上させ、就労時間を短縮させることにより、週休二日へ結ぶ付けたらと思っています。

担い手確保・育成への取り組みについては、ICT活用工事に対応すべく、外部講習への積極的参加やICT活用工事の見学会の実施に取り組んでいます。内部講習として、ICT活用工事では欠かすことのできないCAD講習、トータルステーションによる測量講習を実施し、新しい技術に慣れ親しんでもらうよう努力しております。国土交通省発注現場において、工業高校生への現場見学会を毎年実施し、建設業に関心をもってもらえるようにしております。特に昨年はコンピュータ専門学校生の現



### 働き方改革推進企画

副会長 武井美親 (埼玉建興(株))

副会長 (サイレイキ建設工業(株)) 野中 信孝

副会長 伊田登喜三郎 (伊田テクノス(株))

顧問 関根 宏 (株エーディケー)

顧問 古郡 一成 (古郡建設(株))

会長 星野 博之 (関口工業(株))

一般社団法人 埼玉県建設業協会

**小川工業株式会社**

代表取締役 小川 貢三郎

本社：行田市桜町1-5-16  
TEL 048(554)4111(代)  
http://www.ogawa-k.co.jp

夢を広げる快適な街づくり

**株式会社 カタヤマ**

代表取締役 片山 雄一郎

さいたま市桜区西堀8-21-35  
TEL 048(852)5000(代)  
FAX 048(852)5029

**金杉建設株式会社**

代表取締役 吉川 一郎

春日部市南1-6-9  
TEL 048-737-6211

ふれあいと絆。人と自然との調和

**島田建設工業株式会社**

代表取締役 島田 賢一

本社：〒333-0835 川口市道合305  
TEL 048(285)1891  
FAX 048(283)7871

**関口工業株式会社**

代表取締役社長 星野 博之

本店 〒353-0002 志本市中宗岡1-3-34  
TEL 048(472)2822(代)  
FAX 048(476)0369  
HP: http://www.sekiguchi-nt.co.jp

**ソーセツエンジニアリング株式会社**

代表取締役 熊井戸 啓二

熊谷市広瀬416-1  
TEL 048(524)5821  
FAX 048(525)4863

**株式会社 高橋土建**

代表取締役 高橋 薫

川越市小ヶ谷118-1  
TEL 049-245-2340  
FAX 049-245-2344

地球にやさしい...

**古郡建設株式会社**

代表取締役 古郡 栄一

深谷市福荷町2-10-6  
TEL048-573-3111 FAX048-572-8895  
ホームページ http://www.furugori.co.jp/

**株式会社 本庄土建**

代表取締役 山田 幸一

〒367-0051 埼玉県本庄市本庄1-8-8  
TEL 0495(24)5600(代)  
FAX 0495(21)6977

**株式会社 ユーディーケー**

代表取締役 関根 信次

さいたま市浦和区岸町5丁目7番11号  
TEL 048(829)2911(代)  
FAX 048(829)2950

おかげさまで創業102周年 人と地域に感謝と奉仕

**寄居建設株式会社**

代表取締役 高田 徹

本社：大里郡寄居町寄居266-1  
TEL 048(581)1211  
http://www.yorii-kensetsu.co.jp/

# “真の週休二日制”が必要



星野 博之 埼玉県建設業協会会長

星野 長時間労働の是は週休二日制の導入が前提であり、担い手の確保・育成という観点から、建設業の週休二日制は国や自治体の取り組みに対する見解は、

星野 建設業の週休二日制は、国や自治体の取り組みに対する見解は、

**働き方改革推進企画**

**金杉建設(株)**  
発注者 関東地方整備局荒川上流河川事務所  
工事名 H28荒川西区宝来上築堤工事 監理技術者 菊地健市氏 現場代理人 田中佑季氏

当現場は、週休2日を実現するために、ICT土工を活用し丁張りの設置を不要とした。測量は、GNSSローバーを活用し、活性化を図った。

悪天候が予想される場合には、盛土箇所をブルーシートで養生して、降雨・降雪後による工程のロスを最小限に抑えた。

以上のような対策を取って、工程の効率化・省力化を図った結果、週休2日を実現することができた。週休2日に取り組んだ結果、担当職員はスポーツ観戦や家族サービス等の充実した休日を過ごすことができた。

■工事場所＝埼玉県さいたま市西区宝来地先  
■工事内容＝盛土（ICT）約3万7900㎡ 法面整形（ICT）約4700㎡ほか

**働き方改革推進企画**

**(株)コアテック**  
発注者 さいたま市建設局 北部建設事務所 下水道再整備課  
工事名 岩槻第3処理分区分外下水道工事（北再-29-4001）

首都圏直下型地震など来たるべき災害への備えの一環として、さいたま市内でも災害対策工事が各所で進められている。(株)コアテックが施工を担当した工事にも災害に備えるためのもの、さいたま市岩槻区城町2丁目地内など広範囲のマンホールにおいて耐震化工事を進めた。同社では計画的な休日を確保するべく、自社はもとより下請業者の協力を得ながら週休2日確保を工程の中に取り入れた。天候にも左右される中、より綿密に計画を組むことで、以前よりも各自が健康管理を意識するようになったという。

また住宅地や人通りのある道路沿いにPR看板を設置。入職しやすい職場環境づくりに向けて、週休2日確保モデル工事であることをアピールした。

■工事場所＝さいたま市岩槻区城町2丁目地内ほか  
■工事内容＝マンホールの耐震化工事（人孔浮上防止工7カ所、人孔目地ずれ防止工8カ所）

**働き方改革への取り組み サイレキ建設工業(株)**

当社としての働き方改革の取り組みとして、i-Constructionの導入を2016年度より、国土交通省関東地方整備局発注の堤防強化工事においてICT土工を実施しております。ICT土工については、16年度の導入前から新技術の活用を促進し、マシンガイダンスおよびマシンコントロール搭載重機を使用しておりますので、i-Constructionの導入にスムーズに対応できました。

また、17年4月19日に開催した埼玉県建設業協会・国土交通省荒川上流河川事務所主催のICT体験講座（埼玉ブロック）第2回で、当時の関東地方整備局の大西局長の視察をはじめ、発注者（国・県・市）および県内企業の技術者を含む総勢100人が参加したイベントの座学講師と実施会場での説明を行いました。今後は、ICT舗装などの取り組みも積極的に取り入れていきたいと思っています。

週休二日制の取り組みについては、荒川上流河川事務所発注の工事で、ICT土工での施工で週休二日を実施し、週休二日制モデル工事における履行実績取組証を受領いたしました。しかし現状では、全工事に週休二日を取り入れるのは、工程などの問題があり難しく感じています。週休二日制の可能な現場は積極的に取り入れ、他の現場では、県建設業協会が推奨している休日1+（ツキイチプラス）運動を実施していく方針です。

担い手確保の取り組みについては、一般的に実施している専門学校の学生や現場見学会やこれから進路を考える中学生を対象とした見学会を実施し、建設業に興味を持っていただけるよう取り組みを行っています。インターシップの受け入れも大学2校、工業高校2校を毎年受け入れており継続していく方針です。

社員就業改革として、休暇取得の一環で、5月のゴールデンウィークと8月の夏季休暇の空欄を有給休暇取得日として位置づけ、社員が休暇を取得しやすい環境を設けることとしております。以上を当社の取り組みとして、今後働き方改革を実践してまいります。

**働き方改革の推進に一層尽力してまいります**

総務建設業  
**伊田テクノス株式会社**  
代表取締役 伊田登喜三郎

〒355-0014  
本社 東松山市松本町2-1-1  
TEL 0493(22)1170(代表)

**川村建設株式会社**  
代表取締役 栗田 喜行

本社 〒350-0826 川越市上寺山171-1  
TEL 049(229)1777  
FAX 049(225)2225  
URL http://kanto-cc.co.jp

**株式会社 関東建設**  
代表取締役 栗田 喜行

本社 〒350-0826 川越市上寺山171-1  
TEL 049(229)1777  
FAX 049(225)2225  
URL http://kanto-cc.co.jp

土木一式・舗装工事・造成工事・外構工事  
**株式会社 コアテック**  
代表取締役 杉本 崇

〒337-0015  
埼玉県さいたま市見沼区見沼1123  
TEL 048(686)5355  
FAX 048(686)5363  
http://www.coretech-ex.com

94th since 1924  
**SKC 総合建設業**  
**斎藤工業株式会社**  
取締役社長 斎藤 恵介

〒330-0074  
さいたま市浦和区北浦和3-6-5  
TEL 048-833-1555  
FAX 048-833-9703

**サイレキ建設工業株式会社**  
代表取締役 野中 信孝

加須市志多見1361-1  
TEL 0480(61)2358(代)  
FAX 0480(61)2384

**中原建設株式会社**  
代表取締役社長 中原 誠

本社：川口市柳崎5-2-33  
TEL 048(269)3310(代)  
FAX 048(266)3944

**名倉建設株式会社**  
代表取締役 名倉 泰史

吉川市栄町1432-2  
☎048-982-2041(代)

一都市環境創造企業一  
**HAZKARI**  
初雁興業株式会社  
代表取締役社長 関根 勇治

本社：川越市大字鯉井1705-2  
TEL 049(231)0800(代)  
FAX 049(232)7068

**FUKUI COMPUTER**  
**CIM・i-Constructionの普段使いをサポート!**

点群データの処理・活用を支援。i-Constructionの出力管理業務に活用！  
現場の3次元化をサポート。生産性と工事成果アップを支援！

連携可  
**TREND-POINT** TREND-CORE  
CIMコミュニケーションシステム【トレンドコア】

**福井コンピュータ株式会社**  
本社：〒910-0297 福井県坂井市丸岡町機部福庄5-6  
お電話でのお問い合わせ・ご相談は 福井コンピュータグループ各営業所内  
0570-039-291  
製品の詳しい情報・カタログ請求は 福井コンピュータ 検索  
https://const.fukui-compu.co.jp

# 「働き方改革」推進で

## 休日がもっと楽しい 家族みんなで旅行 娘のバスケット応援も



撮影協力：マンジャーレ県庁店

### 輝く2人の職場 Story.

## 職女の“素顔”

しょくじょ すがお

# 「余暇」をエンジョイ

## 茨城県が大好き おすすめの穴場は 大子の月待ちの滝



(公財)茨城県開発公社  
東京事務所次長

## 小松 歩美さん

茨城県東海村出身。1992年入社。県開発公社の東京事務所に勤務。趣味はスキューバダイビング。一児の母。

最近、休日を楽しんでいますか？ 国が進める働き方改革には、余暇時間を増やす狙いも含まれています。仕事は生きていくために必要ですが、24時間働きずくめでは身体がまいってしまいます。働く時は思い切り働き、休む時は思い切り休む。仕事とプライベートのメリハリをつけてこそ、人生は充実して面白いものになるのではないのでしょうか。

今回ご登場いただいた小松歩美さんは、東

京の事務所で茨城県のPRに奮闘する一児の母。企業誘致を通して建設業に貢献しています。千葉美佳さんは、29年連続宿泊利用率全国1位となった国民宿舎「鶴の岬」のフロントチーフで、お客さんに最高の笑顔とおもてなしを提供しています。そんなお二人に、働き方改革と余暇の楽しい過ごし方について聞いてみました。

(聞き手：沼田好世本紙水戸支局長)

### スペシャル対談

## 誰もが働きやすい社会へ 一人一人が意識変えよう

残業が多かったですが、最近はかなり減りました。また、時差出勤・退勤で減らすようにもしています。お客様と接するのが好きなので、仕事を苦には思いません。

小松 すい(笑)。

「お休みの日は何をしていますか？」

小松 娘がバスケットをやっているのだから応援に行きます。私も昔はやっていました。今はもう動けないので(笑)。あと年に1〜2回くらい家族でスキューバダイ



(公財)茨城県開発公社  
国民宿舎「鶴の岬」フロントチーフ

## 千葉 美佳さん

岩手県一関市出身。2006年入社。日本一宿泊利用率の高い国民宿舎「鶴の岬」に勤務。趣味は旅行、ゴルフ。

「働き方改革にどんなイメージを持っていますか？」

小松 主婦や高齢者の方にも働きやすい社会にしていきたいと考えは、とても良いと思います。ただ、人口が少しずつ減って、出生率も低下していますし、難しい問題なのかなとも思います。

小松 私は企業誘致の関係で県外の出張が多いです。出張に行けるのは家族の支えがあってこそ。それと同じ職場の方々に助けてもらっています。

千葉 正直なところ、子育てしながらフルタイムで働きたい気持ちはあります。でも、シフト制になると実際できるかどうかわからない部分もあります。遅くまで仕事を預かってくれる保育園があれば良いのですが。

沼田 初めから子育てしながら働くことと

小松 そうですね。旦那が仕事を理解してくれて、両親にも助けてもらいながら、なんとかやってこれました。育児休暇を取得していた方を見て、不安もありませんでした。私



「出張や残業で束縛されることもある」と

「充実した休日をお過ごししていますね。県内でお気に入りの観光スポットはありますか？」

千葉 私のおすすめスポットは大子の「月待ちの滝」。穴場を聞かれた時に紹介しています。有名なのは袋田の滝ですけど、月待ちの滝は滝の真側に回り込めるんです。インスタ映えしますよ。ひたち海浜公園のネモフィラもおすすめです。ネモフィラを見に来るために鶴の岬を予約されたお客様もいらっしゃいます。今年は私の両親も遊びに来てくれて、すごく感動していました。鶴の岬が県北観光の拠点になるように頑張りたいと思います。

**リニューアル OPEN!**  
7月21日～8月28日まで  
9:00～16:30  
※雨天による中止あり

**わんぱくプール**  
★流れるプール・スライダー・幼児プール・25mプール  
★大人から子供まで夏を満喫して遊べる充実ラインナップ

**屋内競技施設**  
●スポーツ吹矢 ●バドミントン  
●卓球 ●バレーボール

**スポーツプラザ**  
7月OPEN予定

**いこいの村酒沼**  
■ご予約・お問い合わせはこちらまで  
TEL.0291-37-1171  
〒311-1401 茨城県鉾田市真輪3604

**グラウンド・ゴルフ**  
グラウンド・ゴルフバック  
要予約  
お一人様 2,500円(税込)  
(プレイ代、源沼弁当、温泉入浴料の3点セット)  
※無料送迎希望の方は、ご予約の際、お問い合わせください。

**四季折々の感動の海 鶴の岬へ**

宴会雅コース 法事Aコース

【宴会料理】(税込)お一人様  
素材特選コース 7,560円(配膳料込8,316円)  
雅コース 5,940円(配膳料込6,534円)  
彩コース 4,860円(配膳料込5,346円)  
和コース 3,240円(配膳料込3,564円)

【法事料理】(税込)お一人様  
Aコース 5,940円(配膳料込6,534円)  
Bコース 4,860円(配膳料込5,346円)  
※招待状、引物、引菓子などのご注文も承ります。  
各コースの金額には、お飲物、入湯税、会場費は含まれておりません

【日帰り宴会】  
昼の部 11:00～15:00  
夜の部 18:00～21:00  
5名様以上からご利用頂けます。  
7名様以上から無料送迎バスをご用意しております。(北茨城から日立地区)

【日帰り宴会入浴時間】  
12:00～14:00(火曜日本曜日13:00～14:30)

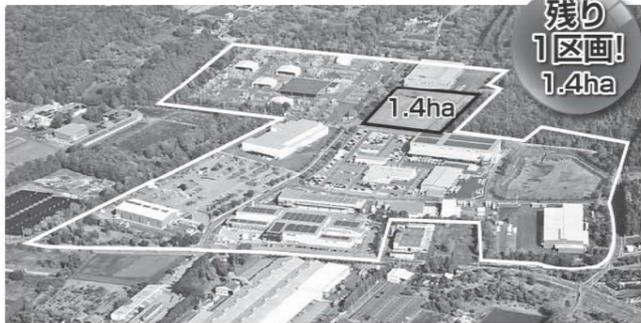
茨城県立国民宿舎 鶴の岬  
■ご予約・お問い合わせはこちらまで  
TEL.0294-39-2202  
〒319-1393 茨城県日立市十王町伊勢640



# 快適空間

いばらきの幸せを感じてみよう

## 1 茨城工業団地



残り  
1区画!  
1.4ha

- 常磐自動車道・北関東自動車道・国道6号線へ良好なアクセス
- 豊かな自然に囲まれた内陸型工業団地
- JR常磐線水戸駅・友部駅へ約11km、空港/茨城空港へ約10km

**分譲価格** 22,000円/㎡  
所在地: 東茨城郡茨城町下土師  
面積: 約29.9ha 建ぺい率: 60% 容積率: 200%  
地質: 砂質土 地耐力: 50(約11m)

## いばらきが誇る “星5つ”の工業団地

いばらきは素敵。何回行ってみても感激する—そんな声が多く聞こえてくる。茨城県の暮らし・産業・文化は他県に誇れるものが沢山ある。

茨城県は、8世紀前半、奈良時代に編纂された常陸国風土記に「土地広く、土が肥え、海山の産物もよくとれ、人びとが豊かに暮らし、常世の国のような」と記されているように、古来から多くの人々が豊かに暮らしてきた。

そんな茨城県には、代表する水戸の偕楽園や鹿島神宮などの文化遺産が各地に遺されており、今ではネモフィラが有名となった国営ひたち海浜公園や日本三名瀑の袋田四段の滝、北茨城市の六角堂、牛久の大仏などの観光スポットが多い。

東京都心から30～150kmに位置する絶好のロケーションにあり、5都県をつなぐ首都圏中央連絡自動車(圏央道)の県内全線開通によって陸・海・空の広域交通ネットワークが整備されたことにより、観光地と商業施設の更なる魅力は飛躍的に向上、熱いいばらきが日本中いや世界的にも今、一番の注目を集めている。

そうしたなか、国内に目を向けると工場立地面積と県外企業立地件数はいずれも全国1位をキープしている。ここでは企業誘致を積極的に進めている本県が誇る星5つの工業団地(茨城・南中郷・稲敷・筑波南奥原・八千代)を紹介したい。

## 2 南中郷工業団地



残り  
1区画!  
3.9ha

- 常磐道 高萩ICから約3km
- 茨城産業再生特区
- 固定資産税相当額を奨励金として3年間交付
- 地元新規雇用者1人当たり10万円を奨励金として3年間補償
- 工業用水3年間無料
- 工場緑地基準の緩和措置あり

**分譲価格** 9,500円/㎡  
所在地: 北茨城市南中郷町日棚  
面積: 約3.9ha 建ぺい率: 60% 容積率: 200%  
地質: 岩盤、砂れき層 地耐力: 50(約3m)

### 注目度が全開。旬を楽しむ

#### 海外からも人気沸騰

圏央道沿線で2009年に開業した大型商業施設「あひなプレミアム・アウトレット」(阿見町)は、11年に店舗数を約150に拡張した。圏央道が東関東自動車道と直結した15年以降、成田空港から近いことで外国人観光客も増加傾向にある。

また稀勢の里の地元、牛久市に立つ「牛久大仏」は、世界最大級の旅行人口「コミット」(下リッパードバザー)が2016年6月に発表した外国人旅行者対象の調査で、県内の人気観光施設・観光地の1位に躍り出た。高さ120m。青銅製立像としては世界最大とギネスブックに登録され、外国人旅行者からも最も注目を浴びている観光地の一つとなっている。

#### 圏央道効果で観光客が急増

圏央道の県内全通で、本県を訪れる観光客数が急増している傾向はデータでも裏付けられている。県の集計によると、この1月のゴールデンウィークの観光客数は243万人を突破。1日平均の入込客数は27万人を上回る数字となり、5都県を結んだ圏央道の開通効果は実に素晴らしいものとなった。

特に出入が多かったのは、竹間園の炎祭54万3000人、アヒナプレミアム・アウトレット31万5069人、アヒナプレミアム・アウトレット31万9880人、アヒナプレミアム・アウトレット7万9638人、筑波山7万7764人など。日立オクトバーフェスト(日立市)や内シバトル2018 in 水戸(水戸市)なども好評で、観光の客足は全県下で増加傾向にある。



### 観光地が急激に発展

茨城湾沿岸那珂港は、今や国内外計18航路が就航する海の玄関。建設機械大手のコマンや日立建機、大手自動車メーカーSUBARU(スバル)の輸出拠点として成長する中、北関東自動車道の開通を機に同港区周辺は茨城を代表する観光地へとさらなる進化を遂げた。北関東最大級の米国系会員制倉庫型店「コストコ」など多彩な商業施設も集積し、県内外から大勢の観光客や買い物客が訪れ、にぎわいを見せている。

茨城県のインバウンドが2015年から突如大ブレイクした。そのきっかけとなったのは、ひたち海浜公園のネモフィラ花畑だ。毎年、GWごろには約3.5haの広大な「みはらしの丘」

### 圏央道開通で人気高まる

さらに、県内の高速道路網は整備が順調に進み、北関東道や圏央道が充実している。県外から県北地域へのアクセスも格段に向上させ、観光面においても大きな推進力となっている。

岡倉天心ゆかりの六角堂はもとより、県天心記念五浦美術館(ともに北茨城市)、竜神大吊橋(常陸太田市)、日本三名瀑の一つ・袋田の滝(大子町)、宿泊利用率29年連続日本一を誇る国民宿舎「鶴の岬」(日立市)など、人気の観光スポットが盛りだくさん。

### 県北地域に魅力集中

約450万本が咲き誇り、青空と溶け合った見渡す限りブルー一色の絶景が広がる。米CNNテレビで15年3月、日本の美しい風景31選に採用された。

## 3 稲敷工業団地 (仮称・開発予定地)



現在、  
開発手続き中!!  
32.1ha

- 都心から50km圏 圏央道、常磐道、東関東も自在に
- 圏央道 稲敷ICから約4km 茨城空港へ約60km 鹿島港へ約40km 成田空港へ約30km
- 固定資産税3年間または5年間免除
- 本社機能移転優遇制度(法人市民税5年間免除補助金)

**分譲価格** 30,000円/㎡  
所在地: 稲敷市下岩山・松山地区  
開発許可取得予定  
開発面積: 約32.1ha

お問い合わせ先 茨城県稲敷市 政策調整部 政策企画課 企業誘致推進室  
TEL.029-892-2000(代表)

## 4 筑波南奥原工業団地 (売買予約地)



残り  
1区画!  
3.5ha

- 圏央道 阿見東ICから約6km 国道408号へ近接、成田空港へ約30km、つくば市へ約20km
- 固定資産税・都市計画税相当額を奨励金として3年間交付
- 工場緑地基準の緩和措置あり

**分譲価格** 応相談  
所在地: 牛久市奥原町  
面積: 約3.5ha 建ぺい率: 60% 容積率: 200%  
地質: 砂れき層 地耐力: 50(約17m)

お問い合わせ先 (公財)茨城県開発公社 企業誘致課 TEL.029-301-7005

## 5 八千代工業団地



残り  
2区画!  
3ha

- 都心から60km圏 拠点・市場との容易なアクセス
- 圏央道 境古河IC、坂東ICから約12km便利な交通環境
- 固定資産税3年間免除 新規学卒者雇用促進奨励金 転入者住まい応援助成金制度あり
- 工場緑地基準の緩和措置あり

**分譲価格** 22,000円/㎡  
所在地: 結城郡八千代町大字官谷  
開発許可取得済 開発面積: 約8.6ha 建ぺい率: 60%  
容積率: 200% 地質: 砂質土 地耐力: 50(約12~21m)

お問い合わせ先 (公財)茨城県開発公社 大阪事務所 TEL.06-4708-7380



# ”入ってよかった建設業、実感を 働き方改革と生産性向上へICT活用



一般社団法人  
群馬県建設業協会

## 青柳 剛 会長 大いに語る

全国的に人口減少が続く、多くの産業で担い手確保の必要性が叫ばれる中、地域の安全・安心を守るためにはなくてはならない地方建設業の担い手不足も例外ではない。これまでも如雨露、環境面でもさまざまな改革が行われ、建設業界においても処遇や環境の改善に加え、建設業の魅力や魅力をアピールし続けている。県建設業協会の青柳剛会長は、週休2日制の実施や生産性向上、処遇改善など働き方改革を進めるために解決すべき課題について「適正な工期設定と生産性向上、休日が増加することへの企業のコスト増、日給月給制の技能労働者の収入確保など、受発注者間で具体的な解決策を考案することが重要」と語る。主な群馬県建設業団体連合会加盟団体のトップにも働き方改革の取り組みについて聞いた。

地方も避けては通れない

働き方改革の必要性について

国土交通省においては「建設業働き方改革加速化プログラム」を今年3月に策定し、週休2日制の導入に向けて労務費の補正等の対策が講じられている。地方の建設業界においても休日の確保や長時間労働の是正を避けては通れず、適正な工期設定や労務費の補正、民間工事への浸透など、週休2日を実施している。

国土交通省においては「建設業働き方改革加速化プログラム」を今年3月に策定し、週休2日制の導入に向けて労務費の補正等の対策が講じられている。地方の建設業界においても休日の確保や長時間労働の是正を避けては通れず、適正な工期設定や労務費の補正、民間工事への浸透など、週休2日を実施している。

週休2日制の実施や生産性向上、処遇改善など「働き方改革」を進めるために解決すべき課題について

週休2日制の導入への課題については、適正な工期設定と生産性向上、休日が増加することへの企業のコスト増、日給月給制の技能労働者の収入確保など、受発注者間で具体的な解決策を考案することが必要である。また、生産性向上については、ICT技術の活用をすることが必要で、単に講習受講を促すだけではなく、受講後のフォローアップと企業内への浸透が必要である。

これまでに協会としてどのような取り組みを行っているか

建設業界は人で支えられている産業である。担い手の確保・育成という大きな課題の中で、「働き方改革」と「生産性向上」への取り組みが急務となっている。そのため、昨年度の本会行動指針で①鉛板設置拡充活動の展開②働き方改革(週休2日制)の推進③調査提言活動④受発注者間の「限界工事量」の共有促進⑤を掲げて活動してきた。「働き方改革」への取り組みでは、技

術者のやりがいや、現場のモチベーション向上の象徴として鉛板設置拡充活動に取り組み、国土交通省や群馬県からの理解を得て実現する運びとなった。また、生産性向上については、ICT施工現場見学会や体験講座から二歩進んだ「Construction」対応ICT施工の全工程を習得できる研修を開催し、先駆的な群馬発G1モデルとして取り組み、研修受講後も継続的な教育としてフォローアップ研修を実施した。

今後、協会として、また各企業にとって必要な取り組みはなにか

働き方改革を推進するためには企業毎の身に合った「生産性向上」への取り組みが重要である。(一社)群馬県建設業協会が策定した「地域密着企業向けK&I-Construction」定着へのコンセプトモデルを着実に定着させること、新たに設けた技術者同士の情報共有の場であるWebサイトの充実、女性技術者やIT好きな社員の活躍が見込めるICT現場施工管理を浸透させ、地域全体で建設版ICT

協会として、目指すべき姿について

国土交通省では生産性向上、働き方改革に本腰を入れて施策を推進していただいている。建設現場の効率や労働環境を改善することによって、建設業を安定した産業にしていくことが重要である。当協会では今年度から、入社後3年か5年程度の若い技術者に対し、専門技術ばかりでなく、マネジメント力や人間

力といったものまで含めたリカレント教育を行い、責任を持って現場で働ける社会人を育てたいと考えている。これによって、当協会の2018年度の行動指針である「入ってよかった建設業」から「入ってよかった建設業」と実感していただけるような建設業界を目指していきたいと考えている。

リカレント教育で人材育成

### 総合資格学院に通えば合格が現実的に!

平成29年度  
**2級建築士 設計製図試験**

前橋校 当学院基準達成  
当年度受講生 合格率 **96.6%**

8割出席・8割宿題提出  
当年度受講生29名中、合格者28名  
(平成29年12月7日現在)

全国合格率  
53.2%に対して

平成29年度  
**1級建築施工管理 学科試験**

当学院基準達成  
当年度受講生 合格率 **88.2%**

9割出席・9割宿題提出  
当年度受講生397名中、合格者350名  
(平成29年7月21日現在)

全国合格率  
39.7%に対して

平成29年度  
**1級建築施工管理 実地試験**

当学院基準達成  
当年度受講生 合格率 **74.2%**

7割出席・7割宿題提出・実地模擬試験②  
得点率6割以上  
当年度受講生356名中、合格者264名  
(平成30年2月2日現在)

全国合格率  
33.5%に対して

平成29年度  
**設備設計1級建築士 修了考査**

当学院  
当年度受講生 修了率 **92.7%**

当学院実受講生55名中、修了者51名(平成29年12月20日現在)

全国修了率  
64.5%に対して

平成29年度  
**1級土木施工管理 学科試験**

当学院基準達成  
当年度受講生 合格率 **89.6%**

9割出席・9割宿題提出当年度受講生67名中、合格者60名(平成29年8月16日現在)

全国合格率  
66.2%に対して

平成29年度  
**1級土木施工管理 実地試験**

当学院基準達成  
当年度受講生 合格率 **71.2%**

8割出席・8割宿題提出当年度受講生146名中、合格者104名(平成30年1月16日現在)

全国合格率  
30.0%に対して

※総合資格学院の合格実績には、模擬試験のみを受験生、教材購入者、無料の役務提供者、過去受講生は一切含まれておりません。

**法人 サポートサービス**

- 有資格者育成プラン作成
- 模試・社内講習会
- 各種合格ガイダンス
- Web学習サービス

**法定講習 実施中**

- 一級二級木造建築士定期講習
- 管理建築士講習
- 第一種電気工事士定期講習
- 監理技術者講習
- 宅建登録実務講習
- 宅建登録講習

全国の総合資格学院、約90会場で開催! お申し込み手続き方法や、各種お問い合わせなどはWebサイトをご覧ください!  
法定講習サイト [hotel.shikaku.co.jp](http://hotel.shikaku.co.jp)

1級・2級 建築士 1級・2級建築 施工管理技士 1級・2級土木 施工管理技士 構造設計 1級建築士 設備設計 1級建築士 建築設備士 宅地建物 取引士 インテリア コーディネーター 1級・2級管工 施工管理技士

**無料体験入学・学習相談会実施中!!** お気軽にお問い合わせください!



総合資格学院



スクールサイト [www.shikaku.co.jp](http://www.shikaku.co.jp)  
コーポレートサイト [www.sogoshikaku.co.jp](http://www.sogoshikaku.co.jp)  
総合資格 検索 Facebook [総合資格 fb]で検索!

前橋校

群馬県前橋市朝倉町4-17-2  
TEL.027-290-2311

# 各団体が進める 働き方改革への取り組み!

## 群馬県鉄構業協同組合



理事長  
大竹良明氏

①建築の重層の下請け構造下において、計画段階で既に上期が設定されており、独自の土曜休日や時間外勤務の削減には限界がある。しかし、人手不足が発生する中、働き方改革を進めて魅力ある業界を作り、人材確保につなげていく必要がある。

②高齢者の継続雇用や定年延長、生産性向上のノウハウを取得するための研修会を開催。また、休日確保・時間外の削減に関わり、公共工事で試行されている週休二日制が実現できるように取り組みを行っている。

③当初設定の建築工期を順守するための休日稼働、現場作業員の給与体系(日給月給など)が課題である。

④施工・設計者・ゼネコン等さまざまな意思のもと、多種多様な方法・施策の中から、組合員の会社規模にあった方法・施策を組み合わせて、バランスのよい働き方改革を進めることとしている。

## 群馬県機械設備工業会



理事長  
串田紀之氏

①建設業界が直面している技術者不足、今後更に深刻化していくであろう若年労働力不足に対し、今後の担い手を確保していくためにも、その対応は必要不可欠。

②昨年、次世代委員会を新設し、次代を見据え、東京オリンピック後、ICTの進展、若年労働力の不足といった課題にどう向き合うのか、直面する次世代の業界組織・企業運営において、今何が必要なのかを洗い出すことが目的。

③建設現場では当業界の他にも様々な業種が活動していることから、密接な連携が必要となる。さらに、設備工事では、ICT活用による生産性の向上にも限界がある。

④働き方改革の推進には、多様な人材の活用が必要不可欠。若年者の確保・育成はもちろんだが、女性や外国人等の活用もさらに検討していく必要がある。

## 群馬県電設協会



会長  
阿久澤茂氏

①若年者の入職が進まず、人手不足が加速。品質の低下等を防ぎ、従業員の健康福祉の増進、企業の健全で持続的な発展を実現するために、働き方改革の推進は喫緊の課題。

②従業員の技術レベルの向上を図る。一方、若年者・女性技術者の獲得・活用・育成に向けた普及啓蒙や各種講習研修、表彰事業等を実施。

③設計の簡便化や変更、計画工程との乖離、書類の作成が業界のみで対応できない要素が多い。発注者、設計業者、建築業者と連携し、より合理的な建築生産システムの構築が欠かせない。従来のマイナスイメージを払拭していくことも必要。

④長時間労働の是正や週休二日制の実現。女性にも広く門戸を開放していくことで、男女の区別なく、安心して働ける労働環境を構築し、夢と生きがいを持って現場作業が行える業界の姿を具現化していく。

## 群馬県建産連の 主な団体のトップに聞く

### 質問

- ①働き方改革の必要性について
- ②貴団体としての取り組み
- ③取り組みを進めるための課題
- ④目指すべき姿

## 群馬県交通安全施設業協同組合



理事長  
中井正弘氏

①専門工事業者として生き残っていくために取り組まなくてはならないものと考えている。

②今現在、具体的な取組には着手できていないが、先行する団体の取組事例を参考に当組合としてどのような取組むべきかを模索している段階である。

③組合は、路面標示や防護柵等の施工を主とする専門工事業者の集まりであり、どうしても下請の工事が多く、工事の完成期日近くには施工時期が集中する傾向があるなど自社だけではどうにもならないシレンマを感じている。

④専門工事業者として存続していくためには作業員、担い手の確保は必須条件であり、元請けを含めた施工時期の平準化やより一層の分業発注をすすめて頂きたい。週休二日制の導入等、労働環境を改善していきたいと考えている。

## 群馬県建築士事務所協会



会長  
栗原信幸氏

①日本建築士事務所協会連合会では、少子高齢化社会の中で、次世代に仕事を継承し、就業環境を改善する対策が必要と考えられている。昨今では、全国会員事務所を対象に昨年7月～8月に「一員事務所」の労働環境等に関する実態調査を行った。結果を踏まえ、現状把握改善・解決すべき課題を抽出、検討するワーキンググループを設置し、検討を進めている。

②設計業務は創造的な作業で、労働時間と業務成果が必ずしも連動しないが、生産性向上にはBIMやAIを活用した新たな設計プロセスの構築が必要と考えられている。

③全国的に建築設計事務所協会員の高齢化が進んでいる。これは「労働時間が長く給料も安い」というイメージから希望する学生が減少していることにもなる。若者にとって魅力ある業界となるよう取り組む。

## 群馬県造園建設業協会



会長  
須永敏明氏

①建設業界で働く人の職場環境を改善していかないと人材の確保はますます難しくなっている。特に若年労働者の確保には必要となる。

②勉強会や研修会を開催して理解を深めるとともに、協会青年部が中心となり取り組んでいる。

③休日の取得に関して現在土曜日は稼働しているところが多く、「週休二日」は上期の適正化や発注者の理解が必要になる。育児休暇や介護休暇等の理解もまた浸透していない。

④生産性を向上させて効率の改善により短時間で成果を出すようにしなければならぬ。ICTなどの取り組みによりワークライフバランスが向上していく事で魅力のある業界になっていく。

## 群馬県生コンクリート工業組合



理事長  
高木康夫氏

①労使を問わず、また官民をあけて取り組むべきものと考えている。

②若手技術者や女性技術者の働きやすい環境の整備に努め、人材の確保・現場の作業態に合わせた取り組みが必要である。国が建設業の働き方改革の推進として掲げている、建設業界の「週休二日」の普及、施工時期の平準化、適正な予定価格の設定等が徹底されていくことが重要である。

③「一億総活躍社会」の実現。我が国が抱える様々な雇用に関する問題、労働力不足、非正規と正規員の格差、長時間労働、こうした問題の解消は避けることが出来ない課題である。

推進していく。

④生コンクリートは、作ってから90分以内で建設現場に届けなければならぬリアルタイムがあることから、建設現場の作業態に合わせた取り組みが必要である。国が建設業の働き方改革の推進として掲げている、建設業界の「週休二日」の普及、施工時期の平準化、適正な予定価格の設定等が徹底されていくことが重要である。

## 総合資格学院

### 平成29年度 1級建築士試験 群馬県合格実績

#### 平成29年度 1級建築士 学科+設計製図試験



群馬県ストレート合格者 19名中/  
総合資格学院当年度受講生 17名

群馬県ストレート合格者の  
およそ9割は  
総合資格学院の当年度受講生!

#### 平成29年度 1級建築士 設計製図試験



群馬県合格者 42名中/  
総合資格学院当年度受講生 30名

群馬県の合格者の7割以上は  
総合資格学院の当年度受講生!

#### 平成29年度 1級建築士 学科試験



群馬県合格者 54名中/  
総合資格学院当年度受講生 33名

群馬県の合格者の6割以上は  
総合資格学院の当年度受講生!

総合資格学院は  
学科試験も  
設計製図試験も  
「日本一」の合格実績!

平成29年度1級建築士学科試験 全国合格者4,460名中、総合資格学院当年度受講生の60.7%が合格者占有率61.1%  
平成30年度1級建築士設計製図試験 全国合格者1,404名中、総合資格学院当年度受講生2,140名が合格者占有率71.4%

### 1級建築士 卒業学校別実績

平成29年度 1級建築士設計製図試験  
卒業生合格者10名以上の学校出身合格者の  
3人に2人は総合資格学院当年度受講生です。  
卒業生合格者10名以上の学校出身合格者合計2,304名中、  
総合資格学院当年度受講生合計1,528名

当年度受講率  
**66.3%**

学校名	卒業合格者	当年度合格者	当年度受講率	学校名	卒業合格者	当年度合格者	当年度受講率	学校名	卒業合格者	当年度合格者	当年度受講率
日本大学	181	119	65.7%	東北大学	32	15	46.9%	日本女子大学	21	11	52.4%
東京理科大学	108	70	64.8%	神奈川大学	31	21	67.7%	三重大学	18	15	83.3%
芝浦工業大学	102	66	64.7%	大原市立大学	29	16	55.2%	滋賀県立大学	18	13	72.2%
早稲田大学	71	45	63.4%	東洋大学	28	19	67.9%	京都府立大学	17	15	88.2%
明治大学	67	48	71.6%	名城大学	28	19	67.9%	関東学院大学	16	15	93.8%
工学院大学	60	37	61.7%	金沢工業大学	27	21	77.8%	豊橋技術科学大学	16	8	50.0%
千葉大学	60	41	68.3%	首都大学東京	27	21	77.8%	宇都宮大学	15	12	80.0%
近畿大学	58	43	74.1%	信州大学	27	17	63.0%	奈良先端科学技術大学院大学	15	6	40.0%
法政大学	58	43	74.1%	東洋工業大学	26	15	57.7%	大正大学	15	12	80.0%
安芸大学	56	30	53.6%	立命館大学	24	20	76.9%	摂南大学	14	10	71.4%
京都工芸繊維大学	52	35	67.3%	豊橋電気大学	25	16	64.0%	北海学園大学	14	13	92.9%
神戸大学	52	32	61.5%	中央工学校	25	18	72.0%	琉球大学	14	11	78.6%
関西大学	48	30	62.5%	東海大学	25	21	84.0%	大同大学	13	12	92.3%
九州大学	44	27	61.4%	北海道大学	25	17	68.0%	大分大学	13	11	84.6%
東京都市大学	43	36	83.7%	名古屋大学	25	13	52.0%	中部大学	13	13	100.0%
大阪工業大学	40	25	62.5%	新潟大学	24	17	70.8%	和歌山大学	12	8	66.7%
大阪大学	39	21	53.8%	千葉工業大学	24	16	66.7%	愛知産業大学	11	2	18.2%
東京工業大学	38	24	63.2%	前橋工科大学	24	18	75.0%	武蔵野美術大学	11	7	63.6%
東京大学	38	24	63.2%	広島工業大学	22	12	54.5%	岡山女子大学	10	5	50.0%
横浜国立大学	36	25	69.4%	福井大学	22	12	54.5%	東京聖徳大学	10	5	50.0%
広島大学	36	26	72.2%	福岡大学	22	17	77.3%	武蔵川女子大学	10	6	60.0%
名古屋工業大学	36	29	80.6%	愛知工業大学	21	11	52.4%	北海道工業大学	10	6	60.0%
熊本大学	35	23	65.7%	鹿児島大学	21	12	57.1%				
東京電機大学	33	20	60.6%	日本工業大学	21	13	61.9%				

※卒業学校別合格者数は、試験実施機関である(公財)建設業試験センターの発表によるものです。総合資格学院の合格者数には、「2級建築士」等を受験資格として受験した卒業生も含まれている可能性があります。総合資格学院の合格実績には、受験科目別の受験生、数値換入者、無料の受検提供生、過去受験生は一切含まれておりません。  
(平成29年12月2日現在)

1級建築士試験  
合格者占有率  
**No.1**

※出学院のNo.1に関する表示は、公正取引委員会「No.1表示に関する実態調査報告書」に基づき掲載しております。※全国および群馬の合格者数は、(公財)建設業試験センター発表によるものです。※群馬県No.1合格者数は、(公財)建設業試験センター発表に基づきます。※学科+設計製図試験合格者は、平成29年度1級建築士学科試験+設計製図試験合格者合計2,304名中、総合資格学院当年度受講生合計1,528名です。総合資格学院の合格実績には、受験科目別の受験生、数値換入者、無料の受検提供生、過去受験生は一切含まれておりません。

おかげさまで「1級建築士合格者数日本一」を達成し続けています。これからも有資格者の育成を通じて、業界の発展に貢献して参ります。

総合資格学院 学院長 岸隆司



# 地方にあった改革を

一般社団法人 山梨県建設業協会 浅野 正一 会長に聞く

「働き方改革は待たなし」。先月行われた県建設業協会からの要望活動の折、山梨県の後援者知事が口にした言葉。建設業界にとどまらず全国的に、全業種にわたって注目されている働き方改革。国が、国土交通省が振りかざす御旗が当の働き方たちの目に届いているのか、どのように映っているのか。

## 汗して働く人たちこそ宝

県内の建設関連団体を束ねる山梨県建設業団体連合会の会長であり、山梨県建設業協会の会長を務める浅野正一会長にその考えを聞いた。

国土交通省は「働き方改革加速化プログラム」を策定後、石井啓一大臣が全国建設業協会をはじめとする4団体に対して、プログラムの3本柱である「長時間労働の是正」「給与・社会保険」「生産性の向上」への具体的な取り組みを要請したが、3月27日のこと。石井大臣は「私どもの本意を示すもの」とも述べ、以降関係団体にも積極的な取り組みを呼びかけている。この現状について。

浅野会長 建設業界においてなぜ長時間労働が起きているのかの原因の一つは、休日出勤の日常化による時間外労働によるもの。それと現場の技術者としての、昼間は現場の管理業務に時間を取られるため書類の整理が、現場が終わってからの時間外になってしまったもの。そして、年間通しての公共工事が年度末に集中して平準化されていないためのもので、考えられる。



インタビューに答える浅野会長

## 働き方改革 山梨県の取り組み

### 長時間労働

長時間労働は正の対策としては「完全週休2日制」を確保するモデル工事(モデル工事)の試行を2016年度から行っている。達成の場合は工事成績評価の創意工夫に2点を加えるインセンティブを与え、同年度には6件、翌17年度には12件を発注者側からの指定工事として実施している。

昨年度の実績についてはこれからの成果をまとめるとして、一昨年度分については概ね確保できているとしている。18年度についても30件程度実施する方向で、現状は対象工事の抽出を行っているとのこと。

本年度からモデル工事については、積算にあたって間接工費を補正するよう改正も行っている。国に働き方改革費に1.02、現場管理費に1.04の係数を乗じることによって改正を図ったものの、国は本年度から4週6休、4週7休、4週8休以上(共通仮設費)に1.04、現場管理費

の大幅な簡素化を進めなければならぬ。施工時期の平準化には、債務負担行為などを活用することにも、工期も年度をまたいでの設定ができるようにする必要もある。

2本目の柱「給与・社会保険」のうち給与については、浅野会長 給与は、賃金水準のアップも元請け・下請け間の経費アップも、先に見える公共投資による安定的・継続的な工事受注と適正な利益確保の持続がなによりも必要。

社会保険については、県も本年度から建設業許可業者の一次下請けから未加入者を排除するよう見直しを始めたが、浅野会長 本協会の会員企業では、社会保険の未加入は減少してきてはいるが、下請けといっても一人親方や個人事業主の従業員5人未満であれば加入しなくてもよいとする、制度の網がある部分では不公平感がある。

浅野会長 ICT土工をはじめてドローンを利用した測量や出来形管理、また将来的にはAI活用も考えられるが、地方の業界にとってはまだまだ時期尚早ではないかと感じる。活用を進める上で対象となる大型工事が少ないと思う。

数々の問題を抱えている改革となるかと思いますが、懸念されるような事柄はありますか。浅野会長 やはり週休2日を進める上で、日給制度の常用雇用者は休みが多くなるので歓迎するかもしれないが、日給月給の作業員などは収入減に直結するので生活に影響を与える可能性がある。また、パート職員やアルバイトを雇用するコ

定するよう約款を改正。違反の場合には指名停止。このペナルティを設けるなど加入促進を図る。これについては昨年度から四半期ごとに調査も実施している(一回あたり平均すると6000件ほど)。今後の動きとして想定される二次下請け以降に関しては、業法改正の動きもあり様子を見ていく方針。

技術者育成の面では、昨年度から若手技術者へのインセンティブ対象を30才から35才以下に引き上げ、資格あり2点、なし1点の差別化を行い、資格取得を促す方針で進めている。

ICT活用としては、一昨年度と昨年度に各1件試行工事を行った。「ある程度の規模や工期がないと活用できないので、なかなか適当な工事が少ない(技術管理課)のが実情。本年度についても各出先事務所へ照会しているとのこと。

書類の簡素化としては、ASP(情報共有システム)利用の試行は16年度から始め、17年度は18件実施した。18年度は50件ほどを予定している。業者への調査(アンケート)によれば、慣れるまでは大変との話はあるが、概ね評判は良いとの

ンビニや外食産業では、時給をアップしても来客が少なくなる時間には勤務終了の指示が出る。収入そのものは減ってしまつという話を聞いたこともある。同じようなことが建設業界でも起きている。

浅野会長 現場で汗して働く作業員の生活が脅かされるようになるわけだから、実際の動きが他の業界に流れていってしまつのが危惧される。だからこそ建設業界の将来に大きくかわる問題で、今言われている週休2日は地方の労働者にはなかなか馴染まないのではないかと思う。

浅野会長 土木の現場はとにかく天候に左右される。かっぱを着て作業すればいいという話にもなるが、そうすると労災の問題も出てくるし、日曜日に作業をしようとする観光地の道路工事では交通渋滞を回避するために、道路使用が許可されないなどという問題も出てくる。末端で働く人たちのことを考えて、雇用体系とか賃金体系を見直した上で週休2日だと考える。

都会と地方は違いますか。浅野会長 他県などの話を聞くと東京だけ景気が良くて地方はどこもダメ。制度など全国一律の枠にはめるのではなく、地方には地方の制度なり方策があってもいいと思う。ICT活用もいろいろ山梨には当てはまるような大規模工事はない。とにかく急いで制度を改正したり物事を進めるのではなく、余裕を持ってゆっくりと良い方向へもっていかなくては。

一そういう面では各々の業界でも事情は違っていますか。浅野会長 例えば休日の面で考えれば、屋外作業である建設職員の労働環境は、

業の場合は酷暑や極寒の時期に大型連休をとるなど、業界全体で考えて新たな方策を検討するの面白い。

働き方改革と言えどその先には将来的な人材確保がありま

浅野会長 技術者の長時間労働は書類の簡素化を進めるべきだが、その先の育成の面を考えると、大学の専門学科としては土木が1校だけで建設はな

浅野会長 山梨県などの地方にあっては、資格取得に際しての年齢的な制約など門戸を広げて就業しやすい業界にしていくべき。

浅野会長 浅野正一

### 働き方改革県の取り組み

長時間労働の是正	完全週休二日制モデル工事	2018年度は試行工事30件を予定
	間接工費の補正	共通仮設費1.02、現場管理費1.04の係数設定
給与・社会保険	社会保険加入	一次下請け(建設業許可業者)加入者限定
	ICT活用	試行工事を抽出中
生産性の向上	情報共有システム	2018年度は試行工事50件を予定
	ICT活用	2018年度は試行工事50件を予定

### 一般社団法人 山梨県建設業協会

会長 浅野 正一  
 副会長 佐々木 幸一  
 副会長 桜井 義明  
 副会長 丹澤 淳人

### 山梨県建設業協同組合

理事長 浅野 正一

### 建設業労働災害防止協会 山梨県支部

支部長 小林 英文

### 一般社団法人山梨県電設協会

会長 遠藤 孝  
 副会長 藤本 正文  
 副会長 滝田 慎司  
 副会長 雨宮 和仁  
 専務理事 中澤 浩一

### 一般社団法人 全国道路標識・標示業協会 関東支部山梨県協会

会長 浅川 貴

### 一般社団法人 山梨県測量設計業協会

会長 大石 秀世

### 一般社団法人 山梨県建設コンサルタント協会

会長 中込 秀樹

### 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 関東支部山梨県支部

会長 川井 信二

### 山梨県重機・建設解体 工業業協同組合

代表理事 小田切 昭

### 東日本建設業保証株式会社 山梨支店

支店長 保坂 美知夫

# 天孫降臨の地宮崎 建設神社大改修が完了



上空より鳥居と社殿を撮影

全国建設業界の安全・繁栄を祈願している建設神社の大改修が完了した。これに合わせ当社役員による清祓式(きよめほらいしき)を執り行い、着工以来の神助・加護を感謝するとともに、社殿の永遠の堅固安全と建設業界の発展を祈願した。

建設神社は栃木県那須塩原市に鎮座していた手置帆負神(たおきほおいのかみ)と彦狭知神(ひこさしりのかみ)を、平成18年6月に宮崎県都市高崎町前田山神原に建立した本神殿へ移転。宮崎は神女が降り立った天孫降臨の地として知られているが、台風の通り道として建物には激しい風雨に曝され内陸部に比べ傷みの進み具合が速い。今年の大改修で年次の進めてきた改修が一段落した。

ご神体の手置帆負神と彦狭知神は建築・土の祖神として知られ、社殿には両ご神体が中央に鎮座。向かって右側に水の神様である天之水分神(あまのみくまりのかみ)・国之水分神(くにのみくまりのかみ)、木の神様である五十猛神(いそたけのかみ)・大屋津

姫神(おおよつひめのかみ)・狐津姫神(つまつひめのかみ)・金の神である金山里古神(かなやまひめのかみ)・金山里神(かなやまひめのかみ)が祀られている。左側には雷の神である八雷神(やぐさいかづちのかみ)・石の神とされる石土居古神(いわつちこのかみ)・石槌比売神(いわづちのかみ)・土の神とされる埴安彦神(はにやすひめのかみ)・埴安姫神(はにやすひめのかみ)が鎮座している。

また敷地内には彼の地の守護神として慕われている山之御神社(山の神さまの祠)が鎮座している。同神社は宝暦12年(西暦1762年)に彼の地で指導的立場にあった田口・平川の2氏によって建立された。今でも山菜取りなどで山に入る際に、身の安全と山の恵みをいただけよう多くの方が参拝している。

宮崎・鹿児島へお出の際、時間に都合がつかうようならご参拝いただければ幸いです。なお神事のお申し込みは、事前に建設神社宮司の吉村氏(0984-46-0663)へご連絡を。

## 山之御神社について

宮崎県北諸県郡高崎町は、古墳群や遺蹟、史蹟など重要な文化財が数多くあります。

ここ前田山神原の地も、私達の先祖が永い歴史の中で、今日を築いてくれました。そして、この地には伝説の祠として信仰されている「山之御神社」があります。

桃園天皇の頃の宝暦12年12月(西暦1762年)頃に、この地の旧家で当時の指導的立場にあった田口氏と平川氏が高崎郷の守護神として建立したものとされます。

古くは西南戦争への兵士を守り、様々の騒動を鎮め、開拓当時の盗賊、盗難除けなど、剛直な守護神として多くの人々から尊崇されて今日に至っております。

これらの歴史と、伝説をもつ神を後世に伝え、天孫降臨の地霧島山麓高崎町発展の礎にしたいと願っておりますので、地域の皆さんをはじめ多くの方々が自由にご祈願される拠所になりうれば幸いです。

### 史蹟・陰陽石隣接地

管理者 建設神社宮司 吉村 孝久  
電話 0984-46-0663

## 建設神社について

天孫降臨のふるさと高千穂峰の山麓に建立した建設神社は、地域の発展、人々の招福、建設産業の繁栄、事故や災害防止の祈願処であります。

神殿には、手置帆負神(たおきほおいのかみ)と彦狭知神(ひこさしりのかみ)を土木建築の祖神として祀っております。

日本書紀によると、祖神は神話に登場する神々の一柱で、国を護り国土を平定し工匠を守護する神とされ、天照大神の神宮殿造営や御笠・御櫛を造ったとされております。

建立地宮崎県都市高崎町前川は、高千穂峰を望み、神話や伝説にまつわる多くの史蹟がある、ひむか神話街道沿いに位置しております。

全国の建設産業に関わる多数の方々や地域の皆さんが、神々の絆で結ばれ建設神社を、かけがえない祈願処として、ご自由にご参拝されますよう願っております。

守護身体安全・厄除家内安全・工事安全・商売繁盛・地鎮祭・定礎等のご祈願を希望される方は、建設神社宮司へご連絡下さい。

### 連絡先

宮崎県小林市野尻町紙屋2005-4  
建設神社宮司 吉村 孝久  
電話 0984-46-0663

## 改修内容

- 木造鳥居撤去および明神鳥居設置(石造)
- 社殿屋根改修
- 社殿手すり塗装
- 既設木造掲示板撤去
- 新規アルミ製掲示板設置2基
- 敷地内雑草防除(土砂の掘削および搬出)
- 雑草刈り払い・枯れ草撤去
- 高所作業車による樹木選定8箇所
- 敷地内化粧石敷き均し
- 区画石配置替え
- 駐車スペース確保



社殿内部・ご神体  
(中央に手置帆負神と彦狭知神が鎮座)



大改修が完了した社殿



新設された石造りの鳥居

### 神事のご連絡・申し込み

建設神社宮司 吉村 孝久  
☎0984-46-0663

## 株式会社 小園建設興業

代表取締役社長 小園 俊志

宮崎県小林市野尻町紙屋3244  
TEL 0984-46-0458  
FAX 0984-46-1104

設計・施工・監理



大改修を終え当社役員が参拝



建設神社位置図(鹿児島・宮崎両空港から車で45分)

週休2日で初のアンケート

# 新建協会員4割が実施

## 施工条件で閉所困難

### 工事完了後の調査も予定

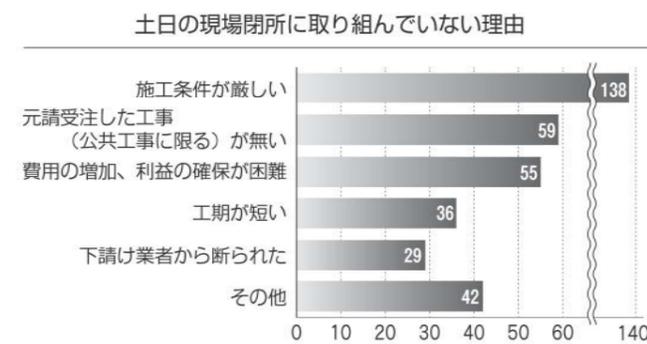
新潟建設業協会(新建協)の植木義明会長は、2017年度に完全週休2日を最終目標とする取り組み方針を宣言した。これを受け新建協は6月15日、協会員を対象に土日閉所に関するアンケートを実施。土曜閉所を導入した工事について、協会員全体の4割(1件以上)が着手していることが明らかになった。一方、発注者側については週休2日工事やICT工事の増加に努めている。特に北陸地方整備局は、11月月末時点で20件の週休2日モデル工事を契約。本年度は500件程度まで発注件数を増やす予定を示している。今回の特集では週休2日を中心とした働き改革に向けた県内の取り組み状況をまとめた。

新建協が17年度に宣言した週休2日に対する取り組みの最終目標は、原則、土・日現場閉所とする完全週休2日(不働産・リフォーム部門は4週8休)。段階的目標も掲げており、17年度は公共工事に限定した第2土曜日と第4土曜日に現場閉所(除雪を除く)とした。今回実施したアンケートは、協会としては初。会員418社が対象で、303社から回答があった。回収率94%。会員が取り組んでいるのは、17年度末に行った工事のうちモデル工事に限らず、国、県など発注者が受注した工事の事例集(さしずめ)を説明するなど、平準化について直接要請もしている。

## 県、市町村の取組み

新潟県や市町村発注工事の働き改革は「」。新潟県土木部は17年度、40工事でモデル工事を実施しており週休2日を達成した13工事を公表している。また新潟市は、17年度中に8件を試行。特殊な事を除き、当初設計額1000万円以上の土木工事で実施している。

本年度は、整備局と県が市町村を訪ね発注関係事務の課題を聞き取る「発注関係事務相談キャラバン」を重点実施する。今回は聞き取りを行っただけでなく「課題をカルテのようなデータ表で整理し



また新潟市は、17年度中に8件を試行。特殊な事を除き、当初設計額1000万円以上の土木工事で実施している。



市町村は協議会を通じ情報共有

一方課題もまたある。17年12月に開かれた北陸地整との意見交換会では、整備局発注の169件の工事のうち、当初に設定した工期から120日以上も延長された工事が27件あるなど「適正な工期が確保されていない工事が多数ある」との声もあがっている。平準化については、18年1月の意見交換会で「17年3月に協会員と契約した78件の工事のうち、24件が6月末までに工事着手できなかった」との報告もあった。

## 「深化の年」更なる推進

### 生産性革命3年目の取組

#### 北陸地整

働き方改革に向けては新潟県内では北陸地方整備局を先頭に、i-Constructionの推進を進めている。2017年度まで

の状況と18年度の予定をメインに北陸地整に尋ねた。

北陸地方整備局では、生産性向上を図るためICT技術の全面的な活用やコンクリート工の規格の標準化、施工時期の平準化等に取り組んでいることである。生産性革命3年目にあたる18年度を「深化の年」として、i-Constructionの更なる推進を図る。

#### ICT活用で見学会

北陸地方整備局では、生産性向上を図るためICT技術の全面的な活用やコンクリート工の規格の標準化、施工時期の平準化等に取り組んでいることである。生産性革命3年目にあたる18年度を「深化の年」として、i-Constructionの更なる推進を図る。

ICT工事は、17年度同様1000㎡以上原則ICT施工対象とする。発注者指定型は本官工事とあわせて工規模の大きな工事(5万円以上の分任官工事)とし、施工者希望型の境界を概ね1万円に設定する。更に導入・推進を図るため、新たに8000㎡以上の盛土はICT施工の対象とする。当面の措置としてICT活用工事の推進・拡大を図る観点から積算基準の改定によるICT建機の稼働率を用いた施工数量による変更精算を行う。

#### 新たな工種追加

ICT舗装工も17年度同様、

#### 17年度の週休2日への取り組み

17年度から建設現場における週休2日の取り組みモデル工事を試行している。工事期間内において週休2日を達成(現場閉所・4週8休)できた工事は、インセンティブとして間接費の

#### 18年度の予定は

18年度については発注者指定方式の試行を新規に取り組み(10件程度)、施工条件確認型、工程調整型を原則開催するとともに工程共有強化型の試行を継続する。受注者希望方式は、2000件程度に適用を拡大する。

#### 17年度(取組件数)

受注者希望方式	標準型	工程共有強化型	
発注者指定方式	87(15)件	6(5)件	
		標準型	10件程度

#### 18年度(取組件数)

受注者希望方式	標準型	工程共有強化型	
発注者指定方式	87(15)件	6(5)件	
		標準型	10件程度

#### 18年度(取組件数)

受注者希望方式	標準型	工程共有強化型	
発注者指定方式	87(15)件	6(5)件	
		標準型	10件程度

#### 18年度(取組件数)

受注者希望方式	標準型	工程共有強化型	
発注者指定方式	87(15)件	6(5)件	
		標準型	10件程度

### コンクリートに命を吹き込む Sto 乾式吹付工法

NETIS 登録 Made in 新潟登録 (ゴールド技術)

★優れた施工性能 ★長距離圧送 ★高品質な断面の形成 ★工期短縮

人に夢、街にぬくもり

**第一建設工業株式会社**  
土木本部 コンクリート事業部  
〒950-8582 新潟市中央区八千代1-4-34  
TEL025-241-8120 FAX025-241-8130

### 地域社会を支える建設業の経営基盤の強化と 安定的な公共事業予算の確保

～働き方改革推進による、より魅力ある建設産業を目指して～

**(一社)新潟県建設業協会**

会長 植木 義明

〒 950-0965 新潟市中央区新光町7番地5  
TEL(025)285-7111 FAX(025)285-7119

### 2018 遂に UAV レーザースキャナ導入!

UAV 写真測量 地上レーザ測量

株式会社 **かみえちご測地**  
新潟県上越市国府3丁目7番16号 TEL025-520-8571  
メールアドレス info@kamiechigo.com 担当: 木村

### シールド工事には オートジャイロ

株式会社 **梨本測量社**  
新潟県上越市東城町3丁目10番6号  
Tel.025-522-5228 Fax.025-523-6158  
http://xyz-nashimoto.sakura.ne.jp  
mail xyznashi@ruby.ocn.ne.jp  
営業所: 仙台営業所・柏崎営業所

オートジャイロステーションを 活用した真北測定

### 働き方改革 強力に推進

# 長谷川朋弘 長野県建設部長インタビュー

## 全工事で週休2日実現を

### より良い労働環境構築目指す

働き方改革へ率先して模範を。長野県建設部は本年度より、発注する全ての建設工事で発注希望の週休2日制に取組んでいる。週休2日を旨とする必要を期を設定することで、受注者が週休2日を希望し実施した場合、関係する事業費を補正。達成度に応じて工事成績の加算を行う。ほかにも「ICT活用工事の拡大」「標準請負約款の改正による社会保険等の未加入対策」「工事等の発注時期の平準化」など、さまざまなメニューで改革を後押し。市町村などの発注機関への波及も期待しつつ労働環境構築を推進していく。長谷川朋弘建設部長に働き方改革の取組について聞いた。

働き方改革を推進するための県の施策をお聞かせください。

働き方改革は、何か一つに傾注すればよいというものではない。さまざまな取組を複合的に進めていく必要がある。まずは週休2日。2015年度から「週休2日を確保するモデル工事」を実施してきたが、本年度から、県が人材広告を行う全ての工事について「発注者希望週休2日工事」に取り組んでいる。

発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期をあらかじめ設定する。受注者が週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に「週休2日を考慮した施工計画書」を発注者に提出してもらう。受注者が週休2日を実施した場合、関係工事費率において共通設備費に1.04、現場管理費に1.00の補正係数を乗じ費用を負担する。達成度に応じて工事成績の加算を行う。

県建設業協会が提唱する「フレックスタイム制(月第2土曜日を完全休日とする取組)では、実施できなかった理由が多かったのが二期間に合わせていくというものでした。

建設工事は一件一件状況が違う。当然、週休2日を実施することが難しいケースもあるだろう。ただし、担い手を確保・育成していくためにも週休2日は避けては通れない課題。そういう意味での全工事実施であり、適正な期はしっかりと設定する。

主要施策の「ICT活用工事の拡大も掲げました。

人口減少、少子高齢化が加速する中、

## ICT活用拡大や発注時期平準化も



【略歴】(はせがわ・ともひろ)1965年6月16日生まれ、53歳。東京大学大学院工学系研究科土木工学専攻修了後、92年に建設省採用。国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長、国土交通省道路局国道・防災課道路保全企画室長を経て、2017年長野県建設部建設技監、18年4月より現職。

将来にわたって建設産業が持続的に発展していくためには、生産性の向上にも取り組んでいかなければいけない。ICT活用工事については昨年度、12カ所を実施している。取組んだ内容はドローンを用いた測量、3次元設計ソフトの作成および出来形管理資料の作成(MGマシニングシステム)およびM

ICT活用工事については昨年度、12カ所を実施している。取組んだ内容はドローンを用いた測量、3次元設計ソフトの作成および出来形管理資料の作成(MGマシニングシステム)およびM

現在、入札参加資格者には社会保険等の加入を義務付けているが、さらなる対策として10月1日付で県建設工事標準請負約款を改正し、未加入企業は1次下請負者としてしないこととする。請負代金内訳書に社会保険に係る法定福利費を明示することも規定する。

また、ことし3月、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(建設職人基本法)に基づき長野県計画を策定するため、県建設業協会、県建設労働組合連合会、厚生労働省長野労働局、国土交通省関東地方整備局と共に「長野県建設工事従事者安全健康確保推進会議」を発足した。都道府県レベルでの推進会議の設置は、関東中信地区では初めてのこと。公共・民間を問わず、建設工事に携わる者の安全と健康を確保するための各種施策を推進し、建設業の健全な発展を図ることを目的としており、本年度中に県版の基本計画を策定する。

さまざまな施策で取組みを推進していくことが分りました。

行政も建設産業も長野県をいかに良くしていくかという基本は変わらない。災害が起きたら皆で対応する。われわれと建設産業は、ある意味「一つ」だと思っている。時代時代が仕事の仕方は違いますが、建設に携わる仲間。もちろん節度は必要だが、一緒に建設産業の将来を考え、より良い環境を構築していきたい。

C(シシコン)コントロールによるバックホウ制御、フルードザザ盛立。

本年度は、連続した施工が可能な土量1000立方メートル以上の工事を対象としてICT活用工事を推進するほか、国の連携により、さらなる普及拡大を図る。

また、ICTの取組みは、今の建設産業を知ってもらうためのツール、入職支援の施策としても有効だと考えている。いまだに建設産業は3K、4Kといったイメージを持っている人たちに「今の現場はそんなとないんだよ、建設産業は情報通信技術の最先端を行っているんだ」ということを知ってほしい。今の現場を正しく知ってもらえば建設産業を志す若者は増えていくと思う。

発注時期の平準化に関しては、まず昨年11月の補正予算で28億4000万円のゼロ負債を計上し、年度初めの端境期の解消に努めた。本年度上半期の契約目標は「おおむね割以上」に設定している。さらに、今回初めて「各現地機関で年間発注予定件数の4分の1以上を第一四半期に広告」という方針も打ち出した。

委託業務については年度末に集中している履行期間を分散し、3月の完件数を各現地機関の年間完件数のおおむね2割以下まで抑えたい。

その他の取組みは。

一般社団法人  
長野県建設業協会

会長 木下 修

〒380-0824 長野県長野市南石堂町12330  
TEL 026(2228)7200  
FAX 026(2224)3061

長野県土木施工管理技士会

役員一同

〒380-0824 長野県長野市南石堂町12330  
TEL 026(2228)7200  
FAX 026(2224)3061

長野県建設産業団体連合会

会長 木下 修

〒380-0824 長野県長野市南石堂町12330  
TEL 026(2228)7200  
FAX 026(2224)3061

一般社団法人  
日本補償コンサルタント協会  
関東支部長野県部会

会長 井出一彦

〒381-2223 長野県長野市里島8-12  
TEL 026(2990)5190  
FAX 026(2993)4373

特定非営利活動法人  
長野県G空間情報技術協会

会長 増沢延男

〒381-2223 長野県長野市里島8-12  
TEL 026(2990)5220  
FAX 026(2993)4373

A-MAC  
安心・安全・新しい  
まつもとの建設

松本市建設業協会

会長 深澤信治  
副会長 大池太士  
副会長 伊藤浩一

〒390-0876 長野県松本市間智2-3-37  
TEL 0263(33)5768  
FAX 0263(32)7300

長野県生コンクリート  
工業組合

理事長 山浦友二

〒381-2213 長野県長野市広田48番地  
TEL 026(2883)8712  
FAX 026(2883)8715

株式会社 木下建工株式会社

代表取締役 木下 修

〒384-0301 長野県佐久市白田623-1  
TEL 0267(82)2213  
FAX 0267(82)3148

株式会社 木下組

代表取締役 依田幸光

〒385-0051 長野県佐久市中込308-5  
TEL 0267(62)0343  
FAX 0267(62)3568

株式会社  
みずす総合コンサルタント

代表取締役社長 増沢延男

〒386-1102 長野県上田市上田原1073-4  
TEL 0268(24)8230  
FAX 0268(24)8353

株式会社 宮下組

代表取締役社長 宮下勝久

〒386-0017 長野県上田市踏入2-1-17  
TEL 0268(22)0271  
FAX 0268(25)6123

株式会社 サンタキザワ

代表取締役 福原 初

〒389-2234 長野県飯山市木島1144  
TEL 0269(62)4128  
FAX 0269(63)2450

東日本建設業保証株式会社  
長野支店

支店長 小倉貴良

〒380-8537 長野県長野市南石堂町1230-6長建ビル4F  
TEL 026(226)7520  
FAX 0120(027)376

# 建設業の労働時間 5年後に上限適用

## 中小企業の猶予も廃止

### 働き方改革法案を審議

#### 建設業における働き方改革(国土交通省提供資料)

#### 建設業における時間外労働規制の見直し

見直しの方向性	
見直し前の方向性	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
<p><b>原則</b></p> <p>「労働基準法で法定」</p> <p>(1) 1日8時間・1週間40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害復旧や大震災時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)</p>	<p>「同左」</p> <p>「労働基準法改正により法定」</p> <p>(1) 原則、月45時間かつ年360時間</p> <p>・特別条項でも上回ることを出来ない年間労働時間を設定</p> <p>① 年720時間(月平均60時間)</p> <p>② 年720時間の範囲内で、二時的に業務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</p> <p>a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内</p> <p>b. 毎月100時間未満</p> <p>c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限</p>
<p><b>36協定の制度</b></p> <p>「厚生労働大臣告示：強制力なし」</p> <p>(1) 原則、月45時間かつ年360時間</p> <p>・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)</p>	<p>「労働基準法改正により法定」</p> <p>(1) 原則、月45時間かつ年360時間</p> <p>・特別条項でも上回ることを出来ない年間労働時間を設定</p> <p>① 年720時間(月平均60時間)</p> <p>② 年720時間の範囲内で、二時的に業務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</p> <p>a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内</p> <p>b. 毎月100時間未満</p> <p>c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限</p>
<p>(2) 建設の事業は、(1)の適用を除外</p>	<p>(2) 建設業の取扱い</p> <p>・施行後5年間 現行制度を適用</p> <p>・施行後5年以上経過後 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a,bは適用しない(※)</p> <p>※労基法33条は原則に準ずるが災害などによる場合は、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある</p>

#### 「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

#### 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱

##### 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)

##### 長時間労働の是正

##### 時間外労働の上限規制の導入

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。

法律による上限(原則) 1か月45時間

1年360時間

##### 法律による上限(例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間(休日労働含む)
- ・月100時間未満(休日労働含む)

##### 【適用猶予・除外の事業・業務】

##### 建設事業

改正法施行5年後に、一般則を適用。(ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。)

※行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労働基準法第36条第9項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮するものとする。(経過措置)

※参照条文：改正後の労働基準法第36条

7 厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。

9 行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し(平成27年法案と同内容)

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(平成35年4月1日施行)

一定日数の年次有給休暇の確実な取得(平成27年法案と同内容)

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

##### 労働時間の状況の把握の実効性確保

労働時間の状況を省令で定める方法(※)により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法の改正)

※省令で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを定める

#### 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(抜粋)

一 フレックスタイム制(第三十二条の三及び第三十二条の三の二関係)

一、フレックスタイム制の清算期間の上限を三箇月とする(ただし、使用者は、清算期間が三箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。)

二、一箇月を超える清算期間を定めるフレックスタイム制の労働協定の事業場、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者を代表する者との書面による協定を、厚生労働省令で定める(二)によるものを行政官庁に届け出た場合においては、

第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間又は第三十五条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところにより労働時間を延長し、又は休日労働させることができるものとする。

三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六、使用者は、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

二十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

三十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

四十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

五十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

六十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

七十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

八十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十一、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十二、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十三、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十四、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十五、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十六、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十七、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十八、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

九十九、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

百、一箇月を超えない範囲内において労働させることができるものとする。

# 一人ひとりにきめ細やかな環境を



厚生労働大臣

【略歴】1971年6月4日生まれ、47歳。東大(法)卒。衆議院議員4期(埼玉5区)。弁護士。環境大臣政務官、自民党副幹事長、党青年局長などを歴任。

## 「個性や能力、希望に応じて働き方改革の意義、重要性を聞く」

牧原 秀樹 厚生労働大臣インタビュー

「個性や能力、希望に応じて働き方改革の意義、重要性を聞く」  
牧原 秀樹 厚生労働大臣インタビュー  
働き方改革の意義、重要性を聞いた。牧原大臣は「一人ひとりにきめ細やかな働き方環境ができて、結果として個性や能力、希望に応じて働くことができる可能性が広がっていく」と述べた。建設業については発注者や元請けから厳しい工期を設定されるなど「自分の努力だけではいかん」ともしたが「慣習や雰囲気」があるために5年間の猶予を設けた旨を説明。週休2日仕事を働き方改革関連の取り組みについて、地方自治体や民間発注者の意識改革につなげていく。

働き方改革の意義、重要性について  
牧原 働き方改革は、これまで「億経活発な社会」というところから来ている話です。つまり一人ひとりの国民が全真活動できるという視座を以てもの考えを、働き方改革は、非正規の重要な存在になる。と、どうにか「終身雇用」などの伝統的な概念が崩れて、もう一つの時代ではありますし、通用もしていません。では、通用しませんが、一昨年から昨年にかけて、官邸で働き方改革実現会議が設けられ、労使の両方にも関わって議論して、働き方改革の実行計画を

働き方改革関連法案のポイントを  
牧原 一つは長時間労働の規制を厳格化して、罰則付きで入れるという点です。これによって、よりワーク・ライフ・バランスを取り、社会の風潮を変えていくと考えています。二つ目は柔軟な働き方を入れていくことです。高度プロフェッショナル制度により、時間ではなく成果で評価される働き方の形態を、希望される高次元専門職の方の選択肢として導入します。そのほか、夜の静かな環境で仕事に集中したいという人向けの働き方の形態は今までありませんでした。個人の特性に応じたラポートのような働き方を給

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要  
労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公平な待遇の確保等のための措置を講ずる。

働き方改革実行計画 (平成29年3月28日 働き方改革実行計画決定)

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義	(1) 経済社会の現状 (2) 今後の取組の基本的考え方 (3) 本プランの実行 (4) センサスに基づくスピードと実行 (5) ロードマップに基づく継続的な取組 (6) フォローアップと進捗の見える化
2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善	(1) 同一労働同一賃金の実現性を確保する法制化とガイドラインの整備 (2) 同一労働同一賃金のガイドライン (3) 基本給の均等・均衡待遇の確保 (4) 各種手当の均等・均衡待遇の確保 (5) 福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保 (6) 派遣労働者の取組 (7) 法改正の方向性
3. 賃金引上げと労働生産性向上	(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善 (2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備 (3) 賃上げが持続可能な労働の土壌の醸成と長時間労働の是正 (4) 賃上げの方向性 (5) 長時間労働の土壌の醸成 (6) ワーク・ライフ・バランスの推進 (7) 長時間労働の是正 (8) 長時間労働の是正に向けたロードマップ
4. 賃上げが持続可能な労働の土壌の醸成と長時間労働の是正	(1) 賃上げの方向性 (2) 長時間労働の土壌の醸成 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進 (4) 長時間労働の是正 (5) 長時間労働の是正に向けたロードマップ

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)	(1) 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法) (2) 労働安全衛生法(労働安全衛生法)
2. 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)	(1) 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法) (2) 労働安全衛生法(労働安全衛生法)
3. 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)	(1) 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法) (2) 労働安全衛生法(労働安全衛生法)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要  
労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公平な待遇の確保等のための措置を講ずる。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要  
労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公平な待遇の確保等のための措置を講ずる。

## 電子小黒板 PhotoManager

無料

工事写真管理システム フォトマネージャと連携

クラウド自動バックアップ

信憑性チェック対応

### 電子小黒板アプリ

アプリストアより無料でダウンロード!

PhotoManager 13

Windows 10/8.1/7 (32bit/64bit 対応)

おかげさまで 全国 37万ユーザー様 にご利用いただいております

インストールから 1年間無料

弊社ホームページ (http://www.wise.co.jp/) よりダウンロード後、すぐにご利用いただけます

開校以来、建築士・宅建士・各種施工管理技士

# 合格者輩出数53万人突破! 合格実績にこだわる日建学院



1983年～2017年 日建学院 1級建築士合格者累計113,712人  
同期間の試験実施機関による全国1級建築士合格者数197,391人  
この35年間の1級建築士の半分以上が日建学院出身者です。



代表取締役

馬場 栄一

48歳/東京都出身

1992年3月 早稲田大学 理工学部 建築学科 卒業  
1992年4月 大成建設株式会社東京支店 入社  
(現場管理) 東京: 恵比寿ガーデンプレイス建築工事ほか  
大阪: 泉大津ポートタワー建築工事ほか  
\*在職中に1級建築士/1級建築施工管理技士 取得(日建学院 通学)  
2000年1月 株式会社建築資料研究社入社  
2000年4月 住宅事業本部 本部長  
2002年4月 学院本部 本部長  
2007年5月 営業本部 取締役  
2007年7月 代表取締役社長 就任  
現在に至る

株式会社建築資料研究社は、1969年に建設関連の出版事業を創業して以来、多くの皆さまにご愛顧いただき、2019年8月に創立50周年を迎えます。

創業者/馬場栄一郎は、日本大学 工学部 建築学科を卒業後、設計事務所に勤めながらも苦勞して一級建築士を取得しました。「これから建築士取得を目指す方々に同じ苦勞をさせたくない」その思いから、資格受験予備校「日本建設実務学院」が設立されました。(現在の日建学院)

私も大学の建築学科を卒業後、建設会社で現場管理の仕事をするかたわら、日建学院に通い一級建築士、一級建築施工管理技士を取得しました。仕事を続けながらの受験勉強は決して楽なことではありません。仕事を勉強の両立はつらいことも多く、学習の継続は大変です。

しかし、それを乗り越え合格できる環境が日建学院にはあります。日建学院で学び合格できた喜びを一人でも多くの方々に経験していただきたい。

この業界のトップランナーとして駆けつけたこれまでとともに、創業者の思いを受け継ぎ、これからも社会に貢献できる企業であり続けるため、頑張る人々を全力でサポートし続けます。

更に合格近く! 実績にこだわるから

## 2019年1級建築士学科講座リニューアル

3つのリニューアルポイント

ポイント

1

早期学習

Web

前年理論講義の提供

学科試験後の7月からレベルの高いインプット講義が受講できます。繰り返し学習による理解度のアップと知識の定着を目指します。弱点分野の早期克服も!



ポイント

2

教室学習

通学

-新設- 実戦演習講義

理論講義(インプット講義)後すぐに、実践テストとアドバイザー講師による要点解説講義を行う実戦演習講義を新設。その日に学習した範囲を確実に復習し理解を深めます。



ポイント

3

自宅学習

Web

ズバリ解説の提供

自宅での学習をサポートするために、過去問題解説「ズバリ解説」を提供。映像での解説講義がいつでも視聴できます。合格に必須となる過去問題を攻略!



縦向きなら  
大きな映像に

Web講義は、PC・スマホ・タブレット等から視聴が可能です。  
お申込前に日建学院ホームページでご受講予定の端末の動作確認をお願いします。

7月19日までご入学で早期入学特典

### 1級建築士学科スーパー本科コース

8月	11月	12月	6月
養成講義	理論講義 全38回		最終 追い込み 講義
Web 前年理論講義 全38回 <b>new</b>	完全攻略講義 全19回		特訓テスト
	実戦演習講義 全19回 <b>new</b>		

Web 早期重点Web

Web 科目重点Web

Web 学科サポート「ズバリ解説」

\*当年度版配信開始2月予定 それまでは前年度版の視聴が可能です。

\*スーパー本科コースにはズバリ解説は以前より含まれています。

学費 740,000円(税別) → 2018年7月19日ご入学まで 早期入学者特典学費 690,000円(税別)

特典 学科試験に合格した場合、同年度の1級建築士設計製図コースが特典学費200,000円(税別)で受講できるスーパー本科コースですが、2018年7月20日までにスーパー本科コースにご入学された方は、早期入学者特典学費100,000円(税別)を適用させていただきます。

同年度・1級建築士 → スーパー本科 特別学費 200,000円(税別)

設計製図本科コース → 2018年7月19日ご入学まで 早期入学者特典学費 100,000円(税別)

通常学費:450,000円(税別)

### 1級建築士学科本科コース

8月	11月	12月	6月
養成講義	理論講義 全38回		最終 追い込み 講義
Web 前年理論講義 全38回 <b>new</b>	完全攻略講義 全19回		
	実戦演習講義 全19回 <b>new</b>		

Web 学科サポート「ズバリ解説」 **new**

\*当年度版配信開始2月予定 それまでは前年度版の視聴が可能です。

学費 650,000円(税別) → 2018年7月19日ご入学まで 早期入学者特典学費 500,000円(税別)

コースの詳細は別途パンフレット、または、当学院担当者までご確認ください。  
ご入学のお手続きには日数がかかる場合がありますのでお早目のご連絡をお願いいたします。

7月19日までご入学の方は早期入学特典をご利用できます。

あなたの夢、応援します。

# 日建学院

問い合わせ先

## 日建学院コールセンター

フリーコール 0120-243-229

株式会社建築資料研究社 東京都豊島区池袋2-50-1  
受付/AM10:00~PM5:00(土・日・祝日は除きます)